

障害者放送協議会 セミナー

# 「障害者の情報アクセシビリティと著作権」

## 報告書

2008年11月26日（水）

於 パシフィコ横浜

# 「障害者の情報アクセシビリティと著作権」セミナー

## 目次

●セミナー開催概要とプログラム .....	2
●セミナー報告	
・開会挨拶 .....	3
・コーディネータによる課題提起 .....	4
・パネルディスカッション .....	9
・質疑応答 .....	19
・まとめ .....	22
●関連資料 .....	27

障害者放送協議会 セミナー  
**障害者の情報アクセシビリティと著作権**  
(第10回図書館総合展 フォーラムプログラム)  
**開催要綱**

○開催趣旨

目が見えない、耳が聞こえない、何らかの理由で印刷物を読めないなど、著作物をそのままの形では利用できない人たちに対して、音声、字幕、手話、「デイジー」などのデジタル・マルチメディア等で情報保障する取り組みが広がっています。

誰もと同じように必要な情報を得ることは、あたりまえの権利であり、本来、あらゆる著作物は、すべての人が利用できる形で提供されることが望まれます。しかしながら、現に利用できない著作物については、この権利を保障するための取り組みを行わなければなりません。一方、著作権も大切な権利として守らねばならず、情報保障の取り組みと相反することがあれば、それは望ましい形ではありません。

本フォーラムでは、「情報にアクセスする権利」と著作権の調和のあり方について、共に考えます。

日時 : 2008年11月26日(水) 10:30~12:00

場所 : パシフィコ横浜 会議センター3階 313+314室  
(横浜市西区みなとみらい1-1-1)

※第10回図書館総合展 フォーラム第6会場

定員 : 100名

参加費 : 無料

手話通訳、要約筆記、点字資料あり

※独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業

○プログラム(順不同・敬称略)

10:30 開会

1. コーディネータによる課題提起

2. パネルディスカッション

コーディネータ 河村 宏 (国立障害者リハビリテーションセンター 特別研究員)

パネリスト 阿刀田 高 (作家/日本ペンクラブ会長)

常世田 良 (日本図書館協会理事)

岩井 和彦 (全国視覚障害者情報提供施設協会理事長)

井上 芳郎 (全国LD親の会)

12:00 閉会

## 障害者の情報アクセシビリティと著作権

2008年11月26日

### 開会挨拶

障害者放送協議会 事務局長・財団法人日本障害者リハビリテーション協会 常務理事

片石修三

皆様、おはようございます。障害者放送協議会は、現在21の障害者関係団体で構成され、情報のバリアフリーや著作権の問題の改善・解決に向けて取り組んでいる組織でございます。私は日本障害者リハビリテーション協会に所属しておりますが、私どもの協会が放送協議会の事務局を務めているということで、私が事務局長として簡単にひと言ご挨拶申し上げます。

障害者と情報問題について、今日はそれぞれ詳しい方がお集まりですので詳しいことは申しあげませんが、著作権の問題は大変大きな課題でございます。著作物をはじめ、テレビ等の放送すべてに関わってくる問題でございます。著作権の問題は、徐々にではありますが解決の方向の一つひとつ前進はしております。しかし、視覚障害、聴覚障害、さらには学習障害、多くの方にとって課題は残されています。

これからも放送協議会としては著作権の問題、情報バリアフリーの問題に取り組んでまいります。改めて著作権の問題について現状、問題点、また著作権者側の立場というものもどういふものなのかを理解しながら、一度議論してみてもどうかということで今回のセミナーを企画いたしました。長い時間を要するかもしれませんが、できるだけ地道の一つひとつ解決していかなければならないと思っております。

本日は著作権問題をはじめ DAISY や情報問題に大変詳しい河村様をはじめ、著作権者側の立場におられます作家の阿刀田様、それから図書館関係者の常世田様、視覚障害関係者として岩井様、そして LD（学習障害）関係者の井上様、各分野の代表的な方々に登壇していただくことになりました。感謝を申し上げます。

また今回のセミナーに当たりましては、独立行政法人福祉医療機構より、支援をいただくこととなりました。ここにお礼を申し上げまして、大変簡単でございますが、開催の挨拶とさせていただきます。

本日まで参加いただきました皆様、本当にありがとうございます。今日は午前中で終了いたしますが、中身の濃い時間となりますことを期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

## コーディネータによる課題提起

国立障害者リハビリテーションセンター 特別研究員 河村 宏

本日は1時間半という大変限られた時間の中ですが、図書館に関する総合的なフォーラムが行われるという大変貴重な機会を生かして、著作権に関わる障害者の情報アクセスの問題について意見交換をし、できれば会場の皆さんからもご意見をいただいて、論点を煮詰めていくよう、パネルディスカッションを進めさせていただきたいと考えます。

私の方からは課題提起ということですので、今、どんな課題があるのか、どんな論点で議論したいのかを、全く個人的な立場で提案させていただきます。

5つ要点を提案したいと思います。これは後ほどパネルディスカッションの中で、パネラーの皆様がどれか一つでも取り上げていただければうれしいと思います。

### 著作権法の改正について

まず第1点目ですが、著作権法第33条の2がこの4月に改正されて実施されております。これはこの後井上さんからさらに詳しいお話があると思いますが、ずっと10年越しに、障害者放送協議会と文化庁、それから著作権者の皆様方とも協議を進めてきた成果です。この内容を外国の関心のある人々にも紹介しましたところ、画期的ではないだろうかという声も出ております。

どんな中身なのかを申しあげますと、これは教科書に関する著作権法上の取り扱いについての改正です。

そこで取り上げられている障害は、視覚障害、発達障害、その他の障害——つまりすべての障害です。ここが一つ画期的だと思います。

そして、教科書をどういうふう処理できるようになったのか、どういう形で提供できるようになったのかと言いますと、すべての障害のある児童・生徒が、その生徒が使用するために必要な方式で、——つまり、これとこれをやっていいと限定せず、その生徒の必要に応じて提供していいことになりました。

障害を限定していない。それから「使用するために必要な方式」という包括的な言い方をしている。この2つの点が非常に高い評価を受けています。画期的な新しい第一歩を、いよいよ日本の著作権法も踏み出したのかというふうに考えております。

著作権法では、もともと障害に関わる著作権者の権利を制限する規定というものがございました。第37条です。この37条でこれまで限定的に規定されていたのは、視覚障害者の利用と聴覚障害者の利用です。もともとは視覚障害者についてだけ触れていたのですが、私たち障害者放送協議会で取り組んで、前世紀末と言ったらいでしょうか、21世紀に入るちょっと前に、聴覚障害者のための権利制限についても実現いたしました。そのときに、聴覚障害以外の関係団体も、一緒になって取り組んで、実現したんですね。ですから、次はさらに対象を広げるんだというのが、このときの、みんなの共通の思いでした。それから10年かかって、やっとこの33条の2の改正が実現したわけです。

### 国際的な動向

2番目に、著作権の国際的な環境について触れてみたいと思います。著作権というのは国際条約に基づいて国内法を決めますので、良くも悪くも、国際的に足並みを揃えることが大変重要です。

今、著作権法を管理している WIPO（ワイポ）は、世界知的所有権機関と訳されていますが、ジュネーブに本部があります。この WIPO は加盟国の数でいうと、多数派は開発途上国です。この開発途上国の側から、今の著作権法の体制は不公平だという声が非常に大きくなっています。もっと抜本的に見直して、途上国の開発の問題を一緒になって考えながら、貧困問題の解決を図るとか、そういう側面にも、きちんと配慮をしてほしい。そのうえで、知識や文化、そして著作権が守られる、というふうに組み直すべきだという議論が大勢を占めています。それに対して先進国側からは、ちょっと待ってほしいという議論もあります。でも大勢としては、とにかく抜本的に変えなければいけないというのが、世界の多数の国の声です。このことはまず基本的な背景として考えておく必要があると思います。

その次にとても重要なのが、国連の障害者権利条約です。中でも、電子化された情報が、さまざまな障害をもつ人々に新しいアクセスへの道を開くということが、特に強く期待されています。電子化されることによって、柔軟なアクセスができるんですね。そしてそのための標準規格が、DAISY をはじめとして、出版業界でも定められています。ところが、DRM（デジタル・ライツ・マネジメント）といって、いわば情報を暗号化して、買った人だけに鍵を渡し、その鍵を持っていないと読めないとか、あるいは、携帯電話などの機械で情報を受信した場合、その機械が使えなくなったり、その機械の中にある情報を引っ越そうとしても引っ越せない、必ずその機械でないと再生できないという仕組みがあります。つまりコピーをさせない。あるいは暗号にかけて一定の方式によらないと読めないようにする。この仕組みが出版界には当たり前という雰囲気非常に強いです。それに対して障害者権利条約では、せっかく技術としていろんな可能性を持っている電子出版物が、DRM のためにアクセスできないという現状は、やはり差別的である――DRM のために障害者がアクセスできないのは差別であると、はっきりと指摘しています。

この権利条約は、既に発効し、国際法として成立しています。すべての国連機関はこれをきちんと実施する責任を負っています。先ほどの WIPO も国連の専門機関の一つです。ですから、まず途上国からの意見、同時に、DRM によってアクセスを妨げるのは権利条約を否定することであり許されないという、この2つの方向で、WIPO はこれからいろんな取り組みをしなければいけないという状況にあります。

それを受けまして、世界盲人連合が新しい条約案を提案しています。日本政府は、まだ検討していないということで見解の表明を避けているようです。これについても、私たちは勉強して、日本政府としての見解をきちんと出し、権利条約を実施する方向で意見を出すように働きかける必要があるかと思っています。

### 著作権に関する3つの道

世界の流れとして、大きく3つの道があるといえます。まず、著作権を障害のある人のアクセスのために一部制限するというのが一つの選択です。それから、権利を制限しないで出版社あるいは著作権者と利用者間に契約を結ぶというのが2番目の道。そして、「クリエイティブ・コモンズ」など、まだ大勢にはなっていないのですが新たな提案がたくさん出されています。それを一括して「第三の道」と言っておきたいと思います。そういうふうにあるような道筋があります。

これから、権利制限がいいのか、契約がいいのか、あるいは第三の道がいいのか、あるいはそれらを組み合わせていくのがいいのか。そのことについて皆さんでぜひ議論を深めていただければというのが、国際的な環境に関わる部分です。

## 立場の違い

3 番目に私が申しあげたいのは、どうもこうやって見ていきますと、著作権者個人と出版社とは、やはり少し姿勢の違いがあると思います。それから、著作物の利用者個人と、その利用者に、例えば点字、録音、字幕付きのビデオ、手話入りのビデオを提供する団体や、図書館など、情報を提供し、仲介する団体との間にも、少し違いがあると思います。そこは議論を分けて考えないといけないと思います。

どの辺で違いが出るかという、おそらく著者としては、今の著作権法ですと死後何十年かたつと著作権が切れてもう著作権料は入ってこなくなります。その後は関係ないと思うのか、それとも自分が著作あるいは作曲したものが後世、今のクラシックや古典のように何百年たっても世界中のみんなに読まれる、聴かれる、そのことを自分は喜びとすると考えるのか。後者に重きを置く人もいると思うのです。それから経済的な収入というの、生活するのに必要ですから、それをきちんと守ったうえで、さらに将来の世代のことを考えたい、そのための貢献をしたいという個人はたくさんいると思います。多くの方はそうだと思います。一方、企業、出版社が営利企業として成り立っている場合には、どうしても毎年の収支が問題で、赤字では困るとというのが当然あると思います。そこは明らかに違うのです。社会全体で考えたときには、社会としては一年一年の収支でものを考えることはできない。やはり長い目で社会をどう作っていくのか、文化を作っていくのかということで考えます。

ですから、それぞれの立場の違いを前提として集まって、一緒に話し合いながら合意をしていくことが大事なのだと思います。

お互いに必ずしも一致しているわけではありません。障害のある方の中でも、自分の障害はプライバシーとして人に開示したくないという方もいます。これは当然の権利です。一方、例えば白杖を使って歩いている方は、白杖を使っていることを周りに見てもらわないと交通の安全が守れませんから、それはむしろ積極的に開示したい。それは一人一人の選択であり権利であるわけです。

情報提供施設などで、「障害者手帳を見せてくれますか」ということを条件にして、一定の範囲の人に貸し出しをすることは、普通に行われています。それはそれでかまわないという人も当然いると思いますし、それでは差別されたり、いじめられるから困るという人もいます。特に今学校に通っている発達障害のお子さんは、そこにもものすごく神経を使わないと、現実にいじめの問題が迫ってくるわけです。そういったことも配慮しなければならないと思います。

ですから、一人一人は個人として尊重されなければならない。それは作家も障害のある利用者も同じだと思います。それからそれぞれの団体はやはりビジネスモデルを持っていないといけない。国、自治体、公共団体は、また長期のビジネスモデルを持っていないといけない。それぞれがそれぞれの立場を踏まえて、お互いに十分情報を交換して意見を交わし、共同決定をしていく。このことが必要なのだと思います。

## 南北問題

そして4番目に、南北問題ということを考えないといけないと思います。地球というのは、今度マグロが減産だなどと、自然環境のうえでもみんな身に沁みているように、グローバルに一つなんですね。自然も、人間の知識、文化も、実は、一つの地球として考えざるを得ないし、考えるべきだと思います。そう考えますと、貧困の問題、環境エネルギーの問題、あるいは鳥インフルエンザやエイズの問題、そのようなグローバルな課題というものは、個人も、企業も、政府も、障害のある人もない人も、高齢の人も、さまざまな民族でそれぞれの

言葉話をしている人も、書く言葉のない言語を自分の母語としている人も、あるいは自分の住んでいるところで少数派の言語文化を持っている人も、みんながそこで参画して、一緒に取り組むことが重要だと思われます。

そのときに、自由かつ十分に情報を得たうえでの同意、ということが大切です。これは国連の障害者権利条約の第2条ではっきり原則としてうたわれていますが、同意するためには自由でなければいけない。その上に、十分に情報を事前に得ていないといけない。そういった大原則を、みんなが大事にして、これがすべての人に共通の、公共の利益ではないか、という観点も重要だと思います。

そして、南北が共に、途上国もともに歩んで、南にある問題を北も貢献して解決をしていかないと、地球は一つという中での課題解決はできません。そのような観点から、知識と文化、そこに深く関わる著作権はどうあるべきなのかという観点が出てくるかと思われます。

## 過去、現在、未来

そして最後に5番目ですが、過去、現在、未来というふうに、時代を追って考えてみてはどうでしょうか。過去の文化遺産、知識の集積を私たちが吸収して、現在の知識、文化、科学、技術を作っているわけです。過去の遺産がなければ現在はないわけですね。また未来を考えたときに、私たちが受け継いできた過去の遺産に、現在の私たちの知的な成果を足して未来に引き渡さない限り、未来の人たちに、今私たちが享受してきたのと同じ過去の文化的、知識的な遺産はないわけです。

しかしながら、過去の知識、遺産にアクセスできない人々も多数いるわけです。今、私たちは、過去のものをアクセスできる形に変えたり、あるいは今出版されているものをアクセスできる形に変えたり、「代替りのフォーマット」と言っていますが、それを集積して未来に送りたいと、さまざまな団体が活動しているわけです。

## 今後の取り組みに向けて

先ほど申しあげたとおり、日本でも、著作権法第33条の2によって、すべての障害について、必要な形式で教科書を作ることを認めようという合意ができました。これを第一歩として、著作権のあり方も大きく変わろうとしています。やはり未来を見据えて、将来の人々が使う文化を集積するために、最初からすべての人がアクセスできるものにしていく。そういう抜本的な変化をどうしたら実現できるのかと考えてみるのが重要ではないかと思われます。

つまり、メインストリームを変えるということです。メインストリーム—いわゆる普通の出版物、普通の出版社、普通の放送局、あるいは普通のビデオ出版など、すべてがアクセスできるようになることを展望するのが、やはり今、私たちが将来を考えるときに、積極的な夢になるのではないかと思われます。

これを私は、「パラダイムシフト」と呼びたいと思われます。今あるあり方を根本的に変えていく。でも一朝一夕では変わらないのですね。ただそのゴールを見据えて、今どうするのか。2年後、5年後、10年後に向けてどういうロードマップを描くのか。

先ほど個人と団体を分けて、それぞれの考えを明らかにしましょうという提案をしました。将来をどう考えるのか、それぞれの立場、それぞれの都合が当然あるわけです。一遍にいろいろなことは実現できません。あるがままの意見を述べ合い、お互いに無理のない形で、合理的に、納得のうえで進めていく道を練っていく。それが著作権についての合意を積み重ねていく、今後のあり方ではないかと思われます。そのような合意を、法律という形で実現すれ

ば、法律で強制するというのではなく、法律の趣旨をみんなが生かして、できるだけスムーズに、みんなが知識を共有できる社会が、目指せるのではないかと考えるわけです。やや理想的なことを申しあげましたけれども、やはり夢がないと生きていけません。

10年前に私たちが文化庁と交渉したときに、非常に誠実な、熱心な著作権課長さんだったと記憶しておりますが、その方が、どういう範囲で発達障害の問題をとらえたらいいのか、厚生省に定義があるのかということをおっしゃっていました。当時、発達障害者基本法もありませんし、未解決の課題もたくさんあって、その中の一つが、発達障害についての取り組みでした。しかし、その後時代が変化し、当事者の皆さんやご家族、支援者の皆さんのご苦労の積み重ねの中で、発達障害者支援法もでき、特別支援教育という包括的な概念も生まれました。それを踏まえて、今度の著作権法改正があるわけです。

ですから私は、非常に肯定的に、これは希望が持てるのではないかという思いを、今、抱いているところです。そういう意味で、夢と一緒に持てたらいいなという問題提起をさせていただきました。

以上で私の提起を終わりますして、これからパネリストの皆さんにご登壇いただきたいと思っております。

## パネルディスカッション

コーディネータ	国立障害者リハビリテーションセンター	特別研究員	河村 宏
パネリスト	作家・日本ペンクラブ会長		阿刀田 高
	日本図書館協会理事		常世田 良
	全国視覚障害者情報提供施設協会理事長		岩井 和彦
	全国LD親の会		井上 芳郎

河村● それでは進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。皆さんのお手元にプログラムがありますが、実際にこれからご発言いただきます順序は、皆さんから舞台に向かって左から右の方へ、井上さん、岩井さん、常世田さん、阿刀田さんの順にご発言いただきます。

最初にパネリストの皆さんにご発言をしていただき、それから会場全体でご意見のある方を募りまして、パネリストの方も含めて議論をします。そして最後にパネリストの方に改めてご発言いただきます。1時間という非常に限られた時間ですので、ご協力をお願いします。

今日私は二つの立場でお話をいたします。一つは障害者放送協議会の著作権委員会としての立場。もう一つは全国LD親の会としての立場です。

障害者放送協議会については冒頭に紹介がございましたし、あるいは資料も配布してございますので、詳しくはそちらを見ていただきたいと思います。また資料集のはじめに、私が所属しています全国LD親の会について書いておきました。そして、これだけでも説明するだけで1時間はかかってしまうのですが、先ほど河村さんよりご案内のあった、特別支援教育や、発達障害者支援法の位置づけなどについても、整理してあります。

それから障害者放送協議会著作権委員会の取り組みと、著作権法改正を巡る動きということで、1999年6月から今年の11月までを、年表ふうにまとめておきました。

### 著作権法の改正について

はじめに著作権法第33条の2についてお話しします。この条項が改正されまして、その中に「視覚障害、発達障害その他の障害により」という文言が入りました。これは河村さんがおっしゃったように非常に画期的で、私どもが長年待ち続けたことでもあります。後半部分では、どういう条件で複製できるかが書いてあります。これも非常に画期的で、障害の細かな種別について列挙するのではなく、とにかく通常の教科書での学習が困難な児童・生徒のために使うならば、複製できるのだと書いてあります。

しかも複製は、必要な方法でやっているのですから、例えば拡大することも、読み上げて録音することもいいですし、当然デジタルデータ、例えばマルチメディアDAISY図書の形式で提供してもいいわけです。この点は文科省や文化庁著作権課の方にも確認済みです。

このことは、実は特別支援教育でうたわれている、個々の児童・生徒のニーズに応じた教育、ということにも全く合致するものです。しかも、これは誰でもができる。出版社等への通知は必要なのですが、非営利目的であれば自由にできるのです。なお営利目的の場合は、文科大臣が定める補償金の支払いが必要になります。

配付資料の中には、私ども全国LD親の会で作成したパンフレットがあります。教科書をバリアフリー化する必要があるという、PRの目的で作りました。本当はこのようなパンフレットは文科省さんに作っていただきたいのです。参考にしてください。

### 聴覚障害者に関する活動

さて、今日は聴覚障害関係の方が壇上にいらっしゃいません。会場のみなさんの中には、図書館関係の方も多いので、ご存じかとも思いますが、図書館で扱われている資料の中には、映像の資料、DVDやビデオテープなどもあるわけです。そのような映像資料に、字幕や手話を付与することは、聴覚障害の方にとっては非常に大切なことであり、私ども障害者放送協議会著作権委員会では、この問題にも取り組んできております。

### 今後の課題と展望

最後に今後の課題と展望ですが、配付資料の最後のほうに、国連の障害者権利条約を挙げておきました。日本政府はすでに署名しましたので、批准しなければなりません。その第30条には「知的財産権を保護する法令が、文化的作品への障害のある人のアクセスを妨げる不合理な又は差別的な障壁とならないことを確保する」とあります。条約に署名した国は、批

准に向けきちんと国内法を整備しなければならない。著作権法についても、当然そのような作業が進められていると思いたいところです。

ここでの障害者という言葉は、どういう範囲で使うべきか。通常の著作物に、原因はともあれ、アクセスしにくい方はすべて含まれるべきだと思います。私自身も年をとるにつれ、細かい文字の書物は読みにくくなりました。ですから我が事とも思い取り組んでおります。LD（学習障害）はなかなか捉えにくい障害ですが、実は視覚障害、聴覚障害、身体の障害等とは、部分的ではありますが共通するニーズがあるのです。このあたりは今後さらに詰めていって、取り組んでいきたいと思っております。以上です。

私自身は視覚障害として約 50 年、半世紀生きてきているわけですがけれども、目が見えない私たちにとって情報というのは非常に大事だなと感じています。情報に飢えてきた 50 年だったような気がします。

### 活動を始めるきっかけ

初めて私が情報のことを意識したのは、1971年に大学に入った時のことです。学生として勉強するにも、点字資料がない、教材がないという状況でした。そのような中で、イギリスの RNIB（英国王立盲人協会）には学生専門の図書館、スチューデントライブラリーがあるという話を聞いて、そんなところが日本にもあればいいな、という希望から、実は学生たちが中心になって関西スチューデントライブラリーというのを立ち上げました。その頃に、公共図書館において対面朗読サービスをしてくれるという話を聞いて、私は本当に藁をもつかむ気持ちで、東京の日比谷図書館にまいりました。そこで対面朗読をしていただいたわけですが、公共図書館に初めて行ったので、せっかくだからどんな設備になっているのか、館内を案内してもらったんです。本当にたくさんの本がこの図書館にはあるのだなど、感動しましたが、考えてみると、自分では一冊もその本を利用できないという現実も思い知らされたわけです。しかし今度は対面朗読でこの図書館が持ってらっしゃる本を読めるのだということで、本当にうれしかった。そういう記憶もございます。

しかし間もなく（1975年）この公共図書館での対面朗読サービス、いわゆる「愛のテープ」は、著作権法に違反するのだということで、マスコミに大きく出ましたよね。びっくりしました。公共図書館の本というのは読んでもらわないと本当に紙くず同然なのに、それが著作権法があるがために読んでもらえない。公共図書館のサービス、燎原の火のごとく広がってきた対面朗読サービスが、著作権法違反という読売新聞のあの記事以来、急速にしぶんでいきました。そのときに、著作権法とは何なのだと思います。自分たちが同じように文化を享受するーそんな大層なものじゃなくても、一冊の本を読むということ、著作権法は認めない。このことに、自分としては非常に疑問を持って、情報というものに、真剣に、自分のライフワークとして取り組んでいきたいと思い、点字図書館の活動に進路を定めました。

### 点字図書館の活動と著作権

そのような中で点字図書館は、非常に弱小の情報提供施設ですが、公共図書館にならないが、情報提供の活動を半世紀、頑張ってきているわけです。1988年、デジタル化時代の中で、初めてコンピュータを使った点字が、ネットワークとして全国で共有できる技術と条件が整いました。全国の点字図書館やボランティア団体は、24時間、いつでもどこからでも視覚障害者に情報提供できるこのシステムを用いて、情報の構築を続けようとしたわけですが、ご存じのように99年から2000年にかけての著作権問題の中で、私どものこの点字データネットワークは、著作権法に抵触するのではないかと、随分言われました。しかし私たちは、24時間いつでも使える点字情報ネットワークは、もはや夢として手離せないと考え、著作権法の問題としてそれが大きく公になるのであれば、それはそれで受けていこうと、そのシステム構築の充実に努めてきたわけです。

私自身も文化庁に行って、この点字データシステムがどのように著者の権利を脅かす可能性があるのかという辺りの説明をいたしました。文化庁からは、点字で打ち出される資料で

あっても、デジタル化時代の技術の中で、点字データは普通字にも変わるのではないかと、普通字に変わることで著者の権利を侵害する怖れがやはりあるのではないかととの質問がありました。点字データは、確かに墨字（普通字）に変わります。かな文字に変換はできます。しかしそのかな文字を、目の見える皆さんは情報として、図書として利用されるのでしょうか。実際、かな文字変換も、アルファベットやその他の記号が混ざりますと、とても読めるようなデータではないのですが、私たちは、その実物も打ち出してお見せしたりしながら、これは視覚障害者が本当に楽しみとして、命の根源にもつながるようなことのための情報システムだと主張し、大いに議論しました。そのような記憶も、今となっては懐かしく思います。

## 新たな情報環境と著作権

このようにして点字は認められました。しかし技術はどんどん進んで、今度は録音資料も同じようにネット配信ができるようになったときに、また著作権法に違反するのだとの話になりました。確かに著作権法の権利制限のおかげで、全国に今、48万タイトルに近い本を備えることになり、そして点字データも配信できるようになっているわけです。一つひとつ技術が進んでいる中で、視覚障害者の情報環境に新たな夢が生まれる、そのステップステップで、著作権法に抵触してきたのが事実です。

2006年に障害者の権利条約が採択されたすぐその後、著作権法の一部改正によって、ようやく録音資料のネット配信は認められるようになりました。しかしこれもあくまでも点字図書館等視覚障害者関係施設が目の見えない視覚障害者に提供するという大幅な制約を持った改正であります。しかし、われわれは視覚障害者の情報提供として、2007年7月1日からこの制度を大いに使わせていただきました。その前日、6月30日までは、3,000タイトル以上が、いつでも利用できる状態にあるのに、著者の許諾がいただけないためにサーバの中で眠っておりました。7月1日からは目を覚まして、一斉に利用者に提供できるようになり、今では1万タイトル近くが24時間いつでも利用できるようになっています。街角に本屋さんができみたいということで、点字情報データシステムとしての「ないぶネット」にしても、録音通信システムとしての「びぶりおネット」にしても、本当に喜んでいただいております。

## 現在の取り組み

視覚障害者として、こういった情報の改善は、大きな変化であり、夢を現実的なものとして見られる状況が来ている気が、自分としても非常にしているわけです。しかし、レジメでもご紹介しているとおり、昨今子どもが取り組んでおります問題があります。

例えば教科書の問題がそうです。今、発達障害の皆さんへのマルチメディア教科書等の取り組み事例が紹介されておりますが、視覚障害の児童・生徒はどうかというと、盲学校に行っている生徒については、教科書は1教科1種類はもちろん保障されています。しかしいわゆる統合教育、地域で学ぶ子どもたちにとっての教科書づくりは、ずっと放置されてまいりました。教科書という基本的な、情報保障というよりは、ごく当たり前に無償で誰にでも提供される教科書が、この子どもたちには提供されてこなかったという事実、これは非常に大きいとわれわれも考えております。

われわれの調査では、全国で40名あまりが地域の学校で点字教科書を必要としているだろうという結果が出ていたのですが、点字の教科書をもっている子どもは、約二十数名に過ぎません。それも国の保障ではなくてボランティアの厚意で作っているケースが非常に多いのです。

例えば障害者権利条約の第 24 条で「教育」が取り上げられているわけですが、教育を通じて、教科書の提供を通じて、人間としての自立、尊厳が満たされるような教育環境を保障しなければならないことが、その一番最初の部分ではっきりとうたわれているわけです。

私自身、盲学校で学ぶ中で、点字の本、座右の本として自分が持つ本はほとんどありませんでしたが、毎年春になると、新しいきれいな点字の教科書が配られ、その本をしっかりと読むことが、すごくうれしかった。教科書をもらうことがすごくうれしかった。私は、中学校のときに 11 か月間入院したのですが、読むものはないけれども点字教科書だけは持ち込んで、俺たちにもこんな本があるのだと病室の人に見せたものです。教科書というごく当たり前の情報が、障害者にとって大きな生きがいになっている。その生きがいになる情報提供が、著作権等制度で制限されるということは、非常に残念に思います。何とか解決の道を見つけていきたいと感じている、ということをお話しさせていただきました。ありがとうございました。

今日は図書館総合展ということですので、図書館に関連した部分を多少丁寧にお話ししなければいけないのかなと思っています。

### 図書館の役割

図書館というのは本を貸すところだと考えていらっしゃる方がいるのですが、それは手段であって、図書館の本来の目的は、やはり知識や情報、人類の知恵というようなものを人々が共有することだと思うのです。ヨーロッパの市民革命があったとき、彼らは土地と権利を取り戻したと、私たちは授業で習いますが、私は、それに加えて、恐らく「情報」を取り戻したんだと思うのです。つまり、いつ種をまいたら作物ができるかというような情報を、特権階級が占有していたからこそ大衆は支配されていたので、それを取り戻したからこそ、西洋の市民革命が成就したのだと思っています。知識、情報の共有化が非常に重要であるから、社会の基礎的な施設として図書館が発達したのだとする研究者も多いわけです。私はそこが図書館の本質だと思っています。

そうだとすると、そのような施設は身近になればいけないということになります。残念ながら先進国の中で、日本は図書館が大変に少ない。G7の最低がイタリアですけれども、さらに大きく水をあけられてしまっています。利用率でいっても、例えば OECD 学習到達度調査で総合1位を3回続けたフィンランドは、国民1人当たり1年間に22冊の貸し出しがありますが、日本はやっと5冊です。非常に大きな差ができています。

それでも図書館は増えています。あまり知られていないことです。多くの町で市民が欲する公共施設の第1位が図書館ということもありまして、この財政難の中、箱もの行政見直しという中でも、各自治体は図書館を作らざるを得ない状況で、確実に増えています。10年間で30%も増えています。

### 障害者サービスの法的な裏付け

図書館を管理・運営しているのは地方自治体ですので、これはお役所になります。お役所は何に基づいて仕事をするかといえば、当然法律に基づいて仕事をするわけです。ところが図書館において障害をもった方に対するサービスを実施するときに、何ら法的な裏付けはありません。社会教育法や図書館法の中に、障害者サービスをやるべき抽象的な裏付けは当然あるわけですが、それをやるかやらないかは、自治体の判断なのです。

皆さんは、図書館はなぜそれをやらないのか、図書館は頑張れと言いますが、図書館というのは単に役所の中の一つの課に過ぎません。水道課や市民課、戸籍課と同じような組織の一部なので、市長などが方針を出さない限り、実はサービスができないという状況があります。これは非常に残念なことです。

ですから今日の資料にありますように、積極的な取り組みをしている図書館はありますが、二極分化しています。3,100ある図書館の中でおそらく障害者サービスの実績を上げているのは100から200くらいにとどまっている状態です。身近にあって誰でも使える施設でありながら、そこでハンディキャップを持った人たちに対するきちんとしたサービスが行われていないという、非常に大きな問題があります。

### 著作権に関する取り組み

サービスを行うための法律的な裏付けがないということと、もう一つ、今日のテーマである著作権法の部分においても、公共図書館に何ら特別の配慮がないのです。録音テープを作ろう、拡大写本を作ろうというときに、全部いちいち許諾をとらなければいけないという、大きな壁にぶつかるわけです。

公共図書館において、障害者の方に対するサービスとして、媒体変換をしよう—つまりそれぞれの障害に合った形で資料を提供しよう—と思ったとたんに、すべてのところで著作権法の壁にぶつかってしまう状態にあります。

これを何とかしなければいけないということで、図書館界は十数年間、著作権者の方たちと話し合いを進めてきました。実は著作権者の方たちは、総論としては、公共図書館において障害者の方に対して媒体変換することには、オーケーをいただいています。あとは法改正を待つばかりなのですが、これが遅々として進まない。もう仕方がないということで、今日も阿刀田さんにおいでいただいていますけれども、日本文藝家協会と日本図書館協会がいろいろ話し合いをしまして、登録していただいた文芸家の方たちの作品については、許諾をとらずに、公共図書館でも録音テープ等を作れるという協定を結ばせていただきました。

この協定は画期的で、視覚障害者以外のさまざまな障害を持った方たちも対象にいただいていますので、大変助かっております。そういうことをやらないと、障害を持った方たちの知る権利を保障できないという、非常に大きな問題があるのではないかと考えています。

#### さいごに

著作権に関する国の審議会でも、実は障害者の方の立場、要求を代弁する委員はほとんどいません。私は図書館界から出ている委員なのですが、障害者の方に対する知る権利の保障という観点で、著作権を何とかしてほしいと発言しているのは、議事録をぜひ見ていただきたいのですが、ほとんど私一人という状況です。委員の選び方自体にも問題があるのではないかと考えています。

最後に一つお話ししたいのは、今日ここに参加された方たちは、それぞれ権利者でいらっしゃる、エンドユーザーでいらっしゃる、図書館はそのちょうど真ん中にあります。両方の権利を保障しなければいけないという、非常に複雑な立場にあります。そのために派生してくる問題もたくさん抱えているという状況です。

今日は著作権者の立場ということで出席させていただいております。私は日本ペンクラブ、日本文藝家協会、日本推理作家協会という、3つの文芸団体の、簡単に言えば執行部に近い役割を務めております。ここで得た知識をそれぞれの団体で反映することができるし、それが一番役に立つことなのだろうなと考えております。

### 著作権と社会とのかかわり

著作権というのは、個人の権利であって、個人の思想・信条に関わることを自分の考えにしたがって発表していくという側面と、営利的な、それによって収入を得るといった二つの側面を持っています。今、文芸三団体のことを申しあげましたけれども、著作権は文芸だけではございません。もっと多くのさまざまな著作に携わっている方がおられるわけです。残念ながら、私はいかなる意味でも、そういう方々の関係者として発言することはできません。確かに文学がいろいろ読まれていることは確かだけれども、それはほんの一部であって、これとは別の形で著作権に関わっている著作者がいるということも、今後この問題を考えていくうえで大きなポイントだろうと思います。

著作権は、個人の思想・信条に関わるもの、そして財産に関わるものであることは確かで、皆さんが個としてそれを主張されます。それはそうなのですが、やはり私たちは全く個として世の中に生きていくことはできません。常に社会との関わりの中で生きているわけです。ですから著作権がいかに個の権利であって、個を大切にすることが極めて重要であっても、やはり社会全体の制約の中で、個の権利や自由というものがあるべきだと、私は考えます。これが基本的な考え方にはなってきていると思います。

ですから著作権の問題は、障害者も含めて利用者がどのように利用するときが一番便利なのかを積極的に発言していただいて、著作権者はそのこととの折り合いの中で自分の立場を守るしていく。そういうことになるのだと思います。

### 協議とコンセンサスの積み重ね

思想・信条に関わること——自分の考えていることを発表して、ああよかったという、ある種の、簡単に言えば名誉を得る側面と、それから営利事業であると考えられる側面とがあります。これは、それぞれの心の中で、いろんなパーセンテージで混ざり合っているわけです。営利ということを考えると、自分の作品が、ほとんど営利に結びつかない形で利用されるのはまことに腹立たしいという考え方はあります。思想・信条についてちゃんと扱っていただければ、どんな形でも人に多く売ればそれでいいのだという考えもあります。これは相当バラツキのあることだろうと思います。しかし、それも文芸団体などとのいろいろな協議の中で、コンセンサスが得られていくのだろうと思いますし、今、常世田さんがおっしゃったように、文藝家協会と図書館協会との間である程度の協定ができたというようなことが、一つひとつ積み重なって、問題解決に向かっていくのだろうと思っております。

### さいごに

私は、著作権者としては、営利の面では実に甘めの意見を持っている方でして、自分の書いたことは、世の中の人に読まれていくのであれば結構なことではないか、それで収入が上がるか上がらないかはむしろ二義的であって、何とかこの世に活かしてもらえたらいい

かと思う方です。あまり譲った意見ばかり申しあげると、文藝家協会に帰って「お前、随分甘いこと言ってきたな」と叱られそうな気もしますが。私個人としてはそうですけれども、これは著作権者みんなの意見であるとは思いませんし、文学以外の著作権者も大勢いらっしゃるわけで、その辺のことを考えると、難しい問題かなと思っています。

## ■質疑応答

河村●ありがとうございました。まずパネリストの方に一巡して発言いただきました。ここで会場に参加されている皆さんの中で、どうしてもこれだけは言いたいというご意見がありましたら、手を挙げてください。3人いらっしゃるね。ありがとうございます。それでは前の方から順に発言していただきたいと思います。

発言者●私は手話通訳と要約筆記を両方見て参加している、中途失聴者です。今、放送を見ていると字幕放送が大分増えてきて、ドラマや生のニュースもそうですけれども、聞こえない人も情報を得られるようになってきました。その中で、字幕の付与が遅れているのは劇場中継や歌舞伎、演劇関係のものです。これは恐らく脚本家や演劇関係者の著作権が関係して、字幕化が遅れているのではないかと思います。法律を詳しく読んだわけではないので、法律の改正についてわからないながら発言しているのですが、先ほど、今日のパネリストの中に、聞こえない人がいないとおっしゃっていましたので、あえて聞こえない立場からの発言をさせていただいています。今後、法律の改正によって、ニュースやドラマ、娯楽情報に加えて、演劇関係の字幕も実現していく見通しはあるのかどうか、お聞きしてみたいと思いました。よろしくお願いします。

河村●ありがとうございました。それではあとお二人の方に発言いただいてから、今の件について、お答えできるのかどうかちょっとわからないのですが、ご発言いただきます。では、次の方どうぞ。

発言者●私は横浜に住んでいる視覚障害者です。現在、神奈川県内の大学で科目履修生をしています。科目履修というのは、大学が一般の人に向かって、一般の生徒と一緒に学んでもいいですよという科目を設けていて、その科目を一般の学生と一緒に学ぶというものです。大学の中には図書館があります。その図書館というのは、全部が全部視覚障害対応というわけではなく、私は、語学のCD付きの本がありますので、それを借りて聞いて勉強しています。ただ、情報というのは生き物です。すべてが点字になっていないからといって、待つてはくれません。今私は、「よみとも」という音声スキャナを利用して、点字になっていない部分を読ませて利用しています。そうすることによって、時間的なものを気にしないで情報にアクセスすることができます。著作権や契約など、本当は気にしなければいけないのですが。

もう一つ、図書館に関することとは違うのですが、最近、デジタル放送ということが盛んに言われていて、とってもよいことだとは思いますが、ただ、放送を見ていて、テロップが表示されるとピロピローンという音がするんですが、その音の後に何が表示されているのかが全然わからないので、例えば視覚障害者の場合、私のように点字を使える人にしてみれば、そのピロピローンという音の後に何が表示されるのかを、例えば点字ディスプレイで表示できるものが開発されたり、またそのテロップを、デジタル放送ですからスキ間ができますので、そこに音声化するシステムができないかと期待しています。そのことについて、できたら討議していただきたいなと思います。

河村●ありがとうございました。後でパネリストの方からご意見をいただきます。最後の方、どうぞ。

発言者●目黒区内の図書館に勤めている者です。録音図書の製作を担当しておりまして、著作権の許諾の関係でお願いしたいと思い発言します。

図書館協会と文藝家協会の一括許諾ができるようになりまして、仕事として非常にやりやすくなっているのですが、新しい作家の録音図書を作ろうとしますと、文藝家協会に入っていない方が多くて、作りたいと思うものの半分も作ることができません。そのような作家の方には個別に許諾をとることもあります。ですので、図書館協会の方には、一括許諾の対象を、他の団体も含めて、もう少し広げていただくことはできないか、お願いしたいと思いません。

それから、小説ではやはり人気のあるものに需要があり、作る人が多いのですが、一括許諾の方が作りやすいものですから、どうしてもその比重が多くなるのです。点字図書館で作っていただくものにも、かなりそういう傾向がありまして、同じタイトルを全国でたくさん作成してしまっていることがあるのです。もう少し分担をして、例えば点字図書館では、一括許諾があるものは遠慮していただき、公共図書館に任せていただくなど、棲み分けのようなものができれば、全体のタイトル数をもう少し増やすことができるのではないかと考えています。その点、お考えいただけたらと思ひまして発言させていただきました。

河村●ありがとうございました。それでは最初の方と最後の方のご質問については常世田さんと阿刀田さんからそれぞれご意見をいただきたいと思ひます。岩井さんには、その次にテロップのことなどについてご意見をいただきたいと思ひます。それでは常世田さん、最初にお願いできますでしょうか。演劇関係の字幕が少ないのは何か著作権の問題が関係するのだろうかということです。

常世田●演劇関係の著作権については、阿刀田さんにお譲りしたいと思ひますが、一言言わせていただければ、日本の図書館はとにかく弱体です。欧米の図書館では、演劇関係の資料の収集などもかなり積極的にやるのですが、日本の今の現状では、かなり難しいです。現場の図書館員が提案したとしても、現在のところ図書館長は99%以上が普通のお役人で、1、2年で本庁に戻ってしまう方なので、面倒なことはしたくない。また役所は財政難ですから、とても残念なことですが、まず通らないだろうと思ひます。

#### 一括許諾と「フェアユース」の動き

図書館協会としては、権利者団体との交渉をずっと続けております。その中で、図書館側と権利者側のメンバーで障害者関係のワーキングチームというものを立ち上げ、具体的なガイドラインをいろいろ作っていきこうと検討しています。このような活動を通じて、一括許諾のようなものをもっと広げていきたいと考えています。

ただ、さっき阿刀田さんもおっしゃいましたように、作家の方以外の、いわゆる一般書の著者はもう大変な数いらっしゃいまして、しかも一生の間に1冊か2冊しか書かない方が大半ですから、この方たちを一括許諾のシステムの中に組み込むことは、図書館界とか文藝家協会さんのようなところだけではとても難しい。やはり法改正や、あるいは今、知的財産戦略本部で検討していますけれども、「フェアユース」といいまして、社会的に公正な利用については一定の権利制限を自然にできるような考え方があります——日本の法制度とは合わないとい一般的に言われているのですが、そういうものを導入するという機運も出てきていますので、そのような形で総合的に解決していくしかないのではないかと考えています。

河村●ありがとうございました。それでは阿刀田さん、お願いします。

### 権利者団体への働きかけ

阿刀田●演劇関係のことについては、結論を言いますと、劇作家協会などの組織に、何らかの形で障害者の方から積極的に訴えていただくことが、一番基本的なことだろうと思います。すぐにどれだけ効果があるかはわかりませんが。ただ、その辺りのからくりを若干知っている立場から申しますと、演劇のセリフというのは、原作者と演出家との間でも大変な戦いがあります。原作者は自分の書いたものの著作権を言いますが、演出家は、このところは要らないのではないとか、ここは変えちゃえとか、ギリギリになると実力行使のようなことがどんどん行われていて、そこでも相当トラブルは起きるわけです。いろんなケースがあるのですが、結局、きちっとしたセリフが出てくるのが上演の前の日になったり、どういものが演じられるのか決まっていけないというケースも、実際多いわけですね。こういうことをやろうと決まっても、劇場としては、何となくやりたくないとか、また著作権のことでクレームがつかないかと考えたり、具体的な運行上の問題は当然起きてくるだろうと思うのです。でも、そこはやはり劇作家協会に理解をいただき、また演出家には演出者協会などがありますから、その理解を一つずつ進めていって、例えば、最終的なセリフと全く同じものでなくていいから、1週間前にこの辺でいくというシナリオを入手する、というようなことが行われないと、手続き的に難しいだろうと思います。その辺の詰めは必要かと思えます。直接の関係者ではないので正確なことは申せませんが、そのようなことは考えています。

今、常世田さんがおっしゃったように、権利者の団体がある程度網羅されている分野はまだ訴えようがありますけれども、全くないところは、これは文化庁の役割になるのかどうか、全体的な調整をやらないと難しいところはたくさんあるかと思えます。幸い劇作家協会も演劇の関係の協会もございますので、やはり一つひとつそういう団体に呼びかけていくことがとりあえずの道かなと考えます。

河村●ありがとうございました。それでは岩井さん、お願いいたします。

### 視覚障害者を取りまく情報環境

岩井●ご質問ありがとうございます。科目履修で勉強されているとのこと、大変なことと思います。

図書館には40万タイトル以上の本があって、ない一ぶネットには9万タイトル、びぶりおネットも1万タイトルを超えたというお話をしても、実際、今自分が読みたい本が目の前になければ、それはもう全く無ですからね。そのような中、何とか技術の進歩でもって、今おっしゃったようにOCRで読み取って音声化して内容を理解するというのを、われわれは、努力して行っています。視覚障害者自らが点字にする、音訳するというのも時間がかかりますから、そういった本が他の手段で読めるような、例えばテキストデータとか、代替手段の提供がスムーズにいくようになってほしいと、私も祈っています。そのためこうした「複製権」など障害者に関する著作権の検討はぜひとも必要だろうと思います。

次にご質問の件ですが、おっしゃるようにデジタル化というのが、本当に障害者のことまで含めた、みんなに優しいデジタル化であればいいんですが、なかなかそうではない現実がございます。

レジメにも書かせていただいたのですが、国立国会図書館さんの方でデジタルアーカイブ

ポータルというものを立ち上げられているわけですが、この図書館にわれわれがアクセスしようとする、それは全く音声では対応していないのです。こういうデジタル技術のユニバーサルデザインと申しますか、障害者対応というものを、ぜひとも、当初から想定し、考えていただきたいなと思っているのです。

同じことが、ご質問にありました、地上デジタル放送についても言えます。2011年7月25日からいよいよスタートするわけですが、当初、キャッチコピーとして「障害者に優しい地デジ放送」とうたっていたにも関わらず、スタートまで1年少々残す現時点で、今おっしゃったようにテロップ等が全く音声化されず、緊急災害情報もテロップのみでむなしい音だけしか、われわれにはわからないという問題があります。

もっと言えば、例えば画面を見て番組などが簡単に選べ、録画も簡単にできるという操作は、リモコンでするわけですが、音声化されていないがために、われわれには全く使えない状況があるわけです。

### 全視情協の取り組み

私ども全視情協も、この問題については、総務省や放送事業者、あるいは家電メーカーと、随分話し合いをしております。例えばNHKの放送技術研究所などの研究によると、テロップを音声化したり、あるいはデータ放送を端末の点字ピンディスプレイで読んだり合成音声化させることは、技術的にはできているのですね。私もデモンストレーションを見てきました。

日本のすばらしい技術では既にできているのが、一つは著作権の問題で、もう一つはコストパフォーマンスの問題で対応ができない—そういったものをテレビジョン1台ずつに搭載することによるコストアップが問題という、いわゆる経済論理から、障害者が便利なサービスから弾き出されている現実があるのかなと思います。

ぜひとも、テロップやデータ放送、番組の一つひとつがわれわれに理解できるように、副音声解説をつける、字幕をつける、手話をつける—そのように、デジタル化されたゆえに、われわれも国民の一人として、放送がきちっと対応してくれるような状況を作り出したいなと思っております。

ご質問には全く同感で、われわれもそれなりに動いているということの報告でした。ありがとうございました。

河村●どうもありがとうございました。今回は著作権をテーマとしてこのセミナーを開催しているわけですが、既にご確認いただいているように、必ずしも著作権だけが孤立して問題となるわけではありません。その周辺というか、むしろ基礎にある技術、あるいはデザインの発想、そういったところに障害という視点が欠けているのです。そもそも当事者が参加から排除されていることによって、意見の出しようがないということから来る問題がたくさんあります。その中に、著作権に関わる問題もあるのだと思います。

### ■まとめ

河村●最後にまとめとして、パネリストの皆さん、井上さんからお一人ずつ、著作権というテーマに絞って、これからの課題、次の一步をどういうふうにお考えになるか、伺いたいと思います。

## さらなる法改正へ

井上●今回、文科省検定教科書に限ってではありますが、バリアフリー化が一步前進しました。しかし、検定教科書以外にも膨大な著作物があるわけで、バリアフリー化を一般の著作物にも広げていかなければなりません。

法律が審議されたとき衆議院で出された附帯決議では、「将来の教科書や教材のデジタル化に備え、すべての児童生徒が障害の有無や程度にかかわらず、快適に利用できる電子教科書や電子教材が開発されることとなるよう、継続的に調査研究を推進すること」と書かれており、これは要するにユニバーサルデザインを意識したものでしょう、「障害の有無にかかわらず」とうたわれています。しかしこれを法律や制度にさせるためには、まだまだ頑張らなければなりません。

それから著作権法での「複製」に関して。そもそも障害その他の理由で、もともと著作物が「読めない」、あるいは「読みにくい」という人にとって、「複製」とはどのような意味があるのでしょうか。これは「複製」ではなく「読めない」ものを「読める」ように、メディア変換をしているだけなのではないでしょうか。

先ほど、フェアユース規定のお話もありました、これからの課題は大きいと思っております、ぜひ皆様方と一緒に著作権法改正へ向け、働きかけていきたいと思っております。

河村●岩井さん、お願いいたします。

## サービス対象の拡大

岩井●私ども全視情協も、日本文藝家協会様と覚書を交わしました。私どもの加盟施設の中には、ボランティア団体もごございますので、そういった団体が音訳図書を作るときは、許諾なしでやらせていただくということを、この4月から始めました。大きな成果がございまして、実際、ボランティア団体が製作するケースが非常に多くなってまいりました。われわれもいわゆる著作権のため、著者の立場はやはり十分考えたうえで行動をとっていきたくは思っていますが、われわれ視覚障害者と同様に、多くの「読書障害者」が世の中にはおられます。その現実の中で、われわれ視覚障害者向けに積み重ねてきたサービスを、今後は同じく読書に障害がある人へのサービスという観点で拡大していきたいと考えています。われわれが持っているノウハウ、あるいはコンテンツを、そういう人たちにも利用していただくわけですが、そのように、われわれの役割を見直ししていくうえでは、やはり著作権の問題が厳然とあるのは事実です。われわれは契約というルールを守りながら活動をしておりますが、ぜひとも障害者権利条約を追い風として、また障害者プランにも、障害者の情報アクセシビリティに関して19項目うたってあるわけですので、何とかそれを具体化するため、解決方法を見いだしていきたいと思っております。

やはり話し合いなどを続けながら、多くの皆さんに理解をいただくことも大事かと思っておりますので、今後こういった障害についての啓発活動などを充実させていきたい。そして一つひとつできるところを前向きに突破していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

河村●常世田さん、お願いいたします。

## 市民活動の役割

常世田●著作権法の改正ということについては、自分が公務員だったことや、審議会の委員をしたり、ボランティアとして活動している経験で言わせていただきますと、行政や政治

の状況が多少変わってきているという感じはするんです。これまでは、図書館協会や権利者団体などが集まって、国の審議会で議論し、結論を出していただくだけで、一般の市民が何を言ってもほとんど門前払いという状況でした。ところが最近は、例えば図書館運動をやっている市民の人たちに総務省のキャリアや国会議員がちゃんと会ったり、それが国会の討議で反映されたり、あるいはパブリックコメントの結果がある程度反映されたりなど、少しずつ変わってきているようなのです。ですから今までのように、団体が頑張れというだけでなく、皆さん一人ひとりができるところから声を上げていただきたいと思うのです。特定の団体だけ、たとえば図書館協会みたいな弱小団体がいくら頑張っても、なかなか通りません。やはり、国民全体がそう思っているのだという印象を与えることで、効果が出るような状況に、多少なってきたらと思っています。皆さんも、親戚をたどっていけば国会議員の一人や二人、いたりするのではないのでしょうか。そういう泥臭いことをみんなが少しずつやっていくことが、重要になってきているのではないかと思います。

河村●阿刀田さん、お願いいたします。

### 日本文藝家協会の取り組み

阿刀田●先ほど、新人の作家などがなかなか文藝家協会に登録されていないということにお答えするのを忘れておりました。それはそうだろうと思います。

著作権のことを一括許諾する、これは障害者の問題ばかりでなく、他に教科書の問題などいろいろな項目があるのですが、そういうことを文藝家協会はここ 2~3 年、真剣に取り組むようになりました。その成果はだんだん現れております。新人の方などにも、当然呼びかけております。文藝家協会は組織としてもいろんな方に加わっていただきたいわけですから、働きかけはやっておりますし、徐々にだが確実に、その効果が現れております。

ただ、ハガキで問い合わせたりしても、この業種には事務的能力が欠如している人間がたくさんいて、なかなかすぐに返事が来なかったりします。一つは事務的能力がまずいことと、もう一つは、そんなこと粹がるなと言うのですが、自分は組織に属さないでいるのが素敵だと思うからこの職業を選んでいるんだ、ということ根強く思っている人もいます。こういう人たちはなかなか組織には難しいのです。気持ちも少しわかるのですが、年会費を2万円取られるわけですから嫌だなという感じもあるのでしょう。でもメリットもあるのです。健康保険に入れます。それから「文学者の墓」というところに入る権利ももらえます。他にもメリットがいくつかありますので、それはやっぱりお入りになった方がいいと、誘いかけています。

そういう意味で、いったん入った方が辞めるということはほとんどありませんし、会員になるときに一括許諾のことを考えてほしいと伝え、かなり多くの方が、会員になると同時に一括許諾の承諾をしております。組織が発展すれば、新人の方もだんだん増えていくだろうと考えております。

ようやく始まったばかりなのでまだまだなのですが、三田誠広さんという大変この方面に情熱的な作家がいます。彼が鋭意努力を怠りません、確実によくなっていますので、見通しはいいのではないかと私は考えております。

もう一言だけ申しあげますと、私が今代表を務めている日本ペンクラブというのは、表現の自由を訴えようという世界的な組織ですから、これは志が高いというか、かっこいいことをやりたがるので、著作権の問題などでも、障害者の方に大いに協力しようという方向にまとまりやすいです。日本文藝家協会は、著作権の問題を真剣に考えていますので、込み入っ

たところまでいろいろと議論を深めています。でも一番頼りになると言えば言えるかもしれませんが。日本推理作家協会については、基本的に推理小説を書く人は営利を目的としてこの職業に就いている方が多いわけで、やはりここではお金の問題が割と厳しく出てきます。この文芸三団体は、著作権のみならず図書館との関係においても、それぞれ微妙に反応が違うのです。でも著作権の問題については、やはり文藝家協会を通して進めていくのがよかろうかなと思います。

## 産業界の役割とインセンティブ

河村●ありがとうございました。簡単に、まとめにならぬまとめをさせていただきたいと思います。本日は、出版社の方には登壇いただいていたので、会場にいらっしゃる方から発言いただければと思っていたのですが、時間の制約もあって、もれなくというふうにはできませんでした。

ただ、私が一言申しあげたいのは、出版の関係の方もかなり貢献していただく部分があるはずだということです。つまり、出版社は、マーケットとしてすべての障害のある人を範囲に入れるわけですが、自分たちがマーケットとして儲からず手を出さない分野については、そこを非営利で行う人たちに、あるいはよりうまくマーケットとしてカバーして出版できる人たちに道を開ける、そういうことがもう一つ必要ではないかと思われまます。

それは放送についても同じだと思います。特に字幕や手話、画面の解説が必要な放送というのは、オリジナルのコンテンツと後からつけたコンテンツが一緒じゃないと、役に立たないわけですね。つまり字幕だけ、あるいは画面解説だけあってもだめで、同時に見られなければいけない。すると、どうしても複製の問題が出てきてしまいます。複製をするならダメだよと言われると、アクセスできないということになります。

全体として、知的な資源を共有する産業界も責任を負って、みんなと一緒にアクセスできる知識を出版し、発行していく。そういう時代を展望した著作権のあり方が、これからは必要だと思います。

もう一つはインセンティブです。先ほど、阿刀田さんが、協会に入ると健康保険にも入れるという、すごくいいことをおっしゃったんですね。やはり一括許諾のようなものに協力すると、何かいいことがある、ということがとても大事だと思います。自分のしたことが、気持ちがいいということだけではなくて、もう少し具体的に、こういうメリットもあるというふうな、形に見えるような仕組みを工夫することも必要かと思ひます。

## さいごに

その辺りについて、フェアユースの問題も含めまして、今後みんなで議論していくことが必要な課題が、本日はたくさん出されたと思います。なかなか結論めいた話は出ませんが、でも何となくいい方に向かいそうだという感じは、共有できたのではないかと思います。これからも、みんなで元気を出して、いい方へ向かうべく、今日登壇していただいた皆さんも一緒に、会場の皆さんとともに、今後の議論を進めていただきたいと思います。

# 関連資料

- ・ 障害のある人の権利に関する条約（抜粋） ..... 29  
（川島聡・長瀬修 仮訳（2008年5月30日付）より）
- ・ 著作権法（抜粋） ..... 32
- ・ 文化審議会 著作権分科会 法制問題小委員会 平成19年度・中間まとめ ..... 37  
「障害者福祉関係」（31～41ページ）部分に関する意見  
[視覚障害関係、及び図書館関係]  
[聴覚障害関係]  
[知的障害、発達障害、精神障害等関係、及びデイジー関係]
- ・ 文化審議会 著作権分科会 法制問題小委員会 ..... 48  
平成20年度・中間まとめに関する意見
- ・ 文化審議会 著作権分科会 ..... 50  
過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理に関する意見
- ・ デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告案に対する意見（法人・団体用） ..... 52
- ・ 「障害者放送協議会」の活動 ..... 55
- ・ 平成20年度著作権委員会 委員一覧 ..... 56

**障害のある人の権利に関する条約 仮訳**  
(川島聡＝長瀬修仮訳 (2008年5月30日付) より抜粋)

(中略)

**第9条 アクセシビリティ**

1 締約国は、障害のある人が自立して生活すること及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にするため、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システムを含む。）、並びに公衆に開かれ又は提供される他の施設〔設備〕及びサービスにアクセスすることを確保するための適切な措置をとる。このような措置は、アクセシビリティにとっての妨害物及び障壁を明らかにし及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内外の施設〔設備〕（学校、住居、医療施設〔医療設備〕及び職場を含む。）

(b) 情報サービス、通信サービスその他のサービス（電子サービス及び緊急時サービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適切な措置をとる。

(a) 公衆に開かれ又は提供される施設〔設備〕及びサービスのアクセシビリティに関する最低基準及び指針を策定し及び公表すること、並びにこれらの最低基準及び指針の実施を監視〔モニター〕すること。

(b) 公衆に開かれ又は提供される施設〔設備〕及びサービスを提供する民間主体が、障害のある人にとってのアクセシビリティのあらゆる側面を考慮に入れることを確保すること。

(c) 障害のある人が直面するアクセシビリティに係る問題についての訓練をすべての関係者に提供すること。

(d) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕において、点字表示及び読みやすく理解しやすい形式の表示を提供すること。

(e) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕のアクセシビリティを容易にするためのライブ・アシスタンス〔人又は動物による支援〕及び媒介者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳者を含む。）のサービスを提供すること。

(f) 障害のある人が情報にアクセスすることを確保するため、障害のある人に対する他の適切な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害のある人が新たな情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システム（インターネットを含む。）にアクセスすることを促進すること。

(h) 早い段階において、アクセシブルな情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システムに関する設計、開発、生産及び分配を、それらを最小の費用でアクセシブルにするようにして促進すること。

(中略)

**第21条 表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス**

締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、第2条に定めるあらゆる

る形態のコミュニケーションであって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる。このため、締約国は、特に次のことを行う。

- (a) 障害のある人に対し、適時にかつ追加の費用の負担なしに、様々な種類の障害に適応したアクセシブルな様式及び技術〔機器〕により、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 障害のある人が、その公的な活動において、手話、点字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーション並びに自ら選択する他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、形態及び様式を用いることを受け入れ及び容易にすること。
- (c) 一般公衆にサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間主体が、情報及びサービスを障害のある人にとってアクセシブルかつ使用可能な様式で提供するように勧奨すること。
- (d) 大衆媒体〔マス・メディア〕（インターネットで情報を提供する主体を含む）が、そのサービスを障害のある人にとってアクセシブルなものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を承認し及び促進すること。

（中略）

### 第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害のある人が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、文化的作品へのアクセスを享受すること。
- (b) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、テレビ番組、映画、演劇その他の文化的な活動へのアクセスを享受すること。
- (c) 障害のある人が、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス等の文化的な公演又はサービスが行われる場所へのアクセスを享受し、また、可能な限度において国の文化的に重要な記念物及び遺跡へのアクセスを享受すること。

2 締約国は、障害のある人が、自己の利益のためのみでなく社会を豊かにするためにも、創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し及び活用する機会を有することを可能とするための適切な措置をとる。

3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法令が文化的作品への障害のある人のアクセスを妨げる不合理な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

4 障害のある人は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的なアイデンティティ（手話及びろう文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

5 締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とするため、次のことのための適切な措置をとる。

- (a) 障害のある人が、あらゆる段階における主流〔一般〕のスポーツ活動に可能な最大限の範囲内で参加することを奨励し及び促進すること。
- (b) 障害のある人が、障害に特有のスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、発展させ及びこれに参加する機会を有することを確保すること。また、このため、適切な指導、訓練及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。

- (c) 障害のある人が、スポーツ及びレクリエーションの開催地並びに観光地にアクセスすることを確保すること。
- (d) 障害のある子どもが、他の子どもとの平等を基礎として、遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）に参加することができることを確保すること。
- (e) 障害のある人が、レクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に責任を負う者及び団体によるサービスにアクセスすることを確保すること。

(以降略)

# 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抜粋）

最終改正：平成二十年六月十八日法律第八十一号  
（平成二十年九月十七日現在）

## 第1章 総則

### 第1節 通則

#### （目的）

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

（中略）

## 第2章 著作者の権利

### 第3節 権利の内容

#### 第1款 総則

##### （著作者の権利）

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作人権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

2 著作人権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

（中略）

#### 第5款 著作権の制限

##### （教科用図書等への掲載）

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。次条において同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び第一項の教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

##### （教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供する

ため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録（同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう。）の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（平十五法八五・追加、平二十法八一・見出し1項2項一部改正4項追加）

### （学校教育番組の放送等）

第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。以下同じ。）において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

### （学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

### （試験問題としての複製等）

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

#### **（点字による複製等）**

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。

3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、公表された著作物について、専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この項において同じ。）の用に供するために録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる。

#### **（聴覚障害者のための自動公衆送信）**

第三十七条の二 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。以下この条において同じ。）について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該放送され、又は有線放送される著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

（以降略）

## 著作権法施行令（昭和四十五年十二月十日政令第三百三十五号）（抄）

（平成二十年三月三十一日現在）

### 第一章の二 著作物等の複製等が認められる施設等

#### （著作物等の録音が認められる施設）

第二条 法第三十七条第三項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の知的障害児施設（専ら視覚障害を併せ有する児童を入所させるものに限る。）及び盲ろうあ児施設（専ら同法第四十三条の二の盲児を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設（点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するもの並びに点字刊行物を出版するものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの

三 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二条の学校図書館で学校教育法第一条の特別支援学校（視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行うものに限る。）に設置されたもの

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）

五 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの

六 学校教育法第一条の大学（専ら視覚障害者を入学させる学部又は学科を置くものに限る。）に設置された図書館及びこれに類する施設の全部又は一部で、録音物を専ら当該学部又は学科の学生の利用に供するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第六号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

#### （聴覚障害者のための自動公衆送信が認められる者）

第二条の二 法第三十七条の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設（聴覚障害者用の録画物を製作し、又はこれを聴覚障害者の利用に供するものに限る。）を設置する者（国、地方公共団体又は公益法人に限る。）

二 前号に掲げる者のほか、聴覚障害者のために情報を提供する事業を行う公益法人のうち、聴覚障害者のための自動公衆送信に係る技術的能力及び経理的基礎その他の事情を勘案して聴覚障害者のための自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができるものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第二号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

## 著作権関係文化庁告示一覧

### (1)著作権法第三十七条関係

○平成十七年文化庁告示第二十三号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第五号の規定に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の著作物等の録音が認められる施設として、次に掲げるものを平成十七年十月一日付けで指定したので、同令第二条第二項の規定に基づき告示する。

平成十七年十月十三日

文化庁長官 河合 隼雄

筑波技術大学附属図書館視覚障害系図書館

(2) 著作権法第三十七条の二関係

○平成十三年文化庁告示第一号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条の二第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条の二の聴覚障害者のための自動公衆送信が認められる者として、次に掲げるものを、一については平成十三年一月一日付けで、二については平成十三年一月八日付けで指定したので、同令第二条の二第二項に基づき告示する。

平成十三年一月十日

文化庁長官 佐々木正峰

- 一 財団法人日本障害者リハビリテーション協会
- 二 社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

○平成十四年文化庁告示第六号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条の二第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条の二の聴覚障害者のための自動公衆送信が認められる者として、次に掲げるものを平成十四年三月二十九日付けで指定したので、同令第二条の二第二項に基づき告示する。

平成十四年四月十日

文化庁長官 河合 隼雄

特定非営利活動法人 シーエス障害者放送統一機構

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度中間まとめ  
「障害者福祉関係」(31～41 ページ) 部分に関する意見

障害者放送協議会

【総論】

①今回の中間まとめでは、障害者の情報格差是正を巡る国際情勢の動向が、部分的にはあるが反映されているように見受けられた。

②しかしながら中間まとめでは、2007年9月28日に日本政府が署名した、国連障害者権利条約(以下権利条約と略記)に関する直接的言及がまったくない。このことは署名が時期的に中間まとめ公表の直前であったという事情を差し引くとしても、まことに残念なことである。最終まとめでは、権利条約ついて是非とも言及すべきである。

③権利条約第三十条第三項には、「締約国は、国際法に従い、知的財産を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。(外務省・仮訳文より)」とあり、批准に向けての国内法の整備、調整の作業が行われていると聞いている。

④現行著作権法が「障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁」となっている現状については、これまで当障害者放送協議会著作権委員会からの要望書、意見書、意見発表等を通じ、具体的な場面や事例等をあげて指摘してきたところである。最終まとめにおいては、再度検討されることを強く要望する。

⑤現在政府部内で進んでいる権利条約批准のための国内法整備、調整等の作業の経過や成果が公表され、これに対する意見の集約結果が充分検討され、最終まとめに反映されることが必要なことと考える。

⑥中間まとめでは諸外国の立法例が参考としてあげられ、また「諸外国との例等を参考にそれと同程度の立法措置を講ずべきとの意見があった(中間まとめ35ページ)」とのことである。最終まとめにおいては、単に「立法例」のみにとどまらずに、具体的な法の運用例や運用実態、法令の実効性を担保するための諸制度、諸施策等についても踏み込んで調査検討されるべきである。

⑦今まで著作権法では配慮されていなかった、上肢障害、学習障害、発達障害等について検討がなされ、対応に向けての一定の方向性が示されたことは歓迎すべきことと考える。最終まとめの検討に当たっては、いわゆる限定列挙的な障害観ではなく、障害のある人の個別的、具体的なニーズに応えるという観点からなされるべきである。したがって、各々の障害の定義や範囲については、旧来の障害概念にとらわれることなく、最新の国際的動向や知見を取り入れたものとすべきである。

⑧世界保健機関(WHO)は、2001年5月に「ICF(International Classification of Functioning,

Disability and Health)」を採択した。我が国でも厚生労働省が、この考え方の普及や多方面での活用を目的として、日本語訳である「国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－」を作成し公表している。

⑨従来の身体機能の障害による生活機能の障害（社会的不利）を分類するという考え方に対し、ICF では新たに「環境因子」という観点から、「参加」や「活動」についての評価をしている。様々な身体機能等の障害が原因で、情報や著作物へのアクセスが困難となり社会参加や活動に支障が生ずるが、録音図書、手話・字幕の挿入、マルチメディア DAISY 等といった支援技術の活用でアクセスが可能となる。

⑩しかしながら、支援技術がいかに進歩したとしても、肝心の録音図書、手話・字幕の挿入、マルチメディア DAISY 等の製作に要する人的・財源的な裏付けや、著作権法上での合理的配慮等がなければ実効性あるものとはならない。このように著作権法等が障壁になっている現状は、参加や活動を妨げ社会的不利を生じさせている「環境因子」の一つであるとの見方もできる。

⑪著作権者側からみれば確かに権利の一部制限にはなるが、これは障害のある人の情報格差解消のための合理的配慮 (reasonable accommodation) であり、このことではじめて障害のある人が健常な人と同等に文化や情報を享受することが可能になるのである。こういった基本的観点から最終まとめの検討がされるべきである。

⑫最新の通信・放送技術、情報コミュニケーション技術、支援技術等の進展が、障害のある人の情報格差解消に生かせるよう、調査や検討を深めていくべきである。

#### 【総論の補足】

○一人の人が重なり合う障害を有することが多いため、単一の障害に人々を分類してしまう響きをさけるために、「○○障害者」を「○○障害」という表記、表現に極力書き改めることを提案する。

## 【視覚障害関係、及び図書館関係】

### ○「35～37 ページ」

(2) 検討結果② 視覚障害者関係についての対応方策」について、

#### a 障害者の私的複製を代わって行うための措置について ((1) ①ア関係)

第 37 条第 3 項に基づき録音図書の作成を行う目的について、貸出し、自動公衆送信のみに限定せず、障害者等が所有等をする著作物から録音図書を作成・譲渡することが可能となることは是非認めるべきである。

これは障害者の現実的な切実なニーズに沿うもので、これによって障害者も自分に必要な自分用の本を手元に置き、また持ち歩き、必要な時に人の手や目をわずらわせずに自分で読むことができるようになり、読むこと学ぶことの障害が軽減される。33 ページから 34 ページに紹介されている国のほか韓国の第 30 条、台湾の第 53 条等の海外での例を見ても、「貸出し」など、その利用方法を限定しているケースは日本以外には見当たらない。

#### b 第 37 条第 3 項の複製方法の拡大について ((1) ①イ (i) 関係)

複製方法を録音に限定しないことについては、知的障害者、発達障害者等の問題とともに検討されており、障害をその身体機能の障害別にとらえないという視点は大いに歓迎される。

視覚障害者も全盲ばかりではなく、見え方見えにくさは様々である。わずかであっても視力のある者は活字で読むことを切望する。そのために拡大写本や、音声と活字が同期し、読み上げ箇所がハイライトされるマルチメディア・デージー図書は、教育現場のみならず、就労の場や生涯学習において有用なものとして求められている。

全盲の視覚障害者であっても日本語を用いるものとして漢字の存在は大きく、どのような漢字が使われているかを知ることが、著作者の意図を正しく理解するうえに必要で、テキストデータでの提供が強く望まれている。読み上げソフトの辞書機能により使われている漢字を知り、そこから意味を正確に理解できるからである。

デージーのほか、専用の読みとり装置で音声や点字など必要な形で出力できる SP コードなど、技術の進歩により障害者のための著作物へのアクセス手段は様々なものが生まれている。

34 ページに掲載されている海外の例に見られるように、手段を限定せず「障害者が必要とする形態」で複製できるようにすることが望ましい。障害者が著作物を享受しにくい状態を放置せず、著作物へのアクセスを保障するために必要とされる方法で複製できるように著作権を制限することは優先的課題である。

#### c 第 37 条第 3 項の複製を行う主体の拡大について ((1) ①イ (ii) 関係)

図書館は「図書館法」において、「社会教育法に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的と」して設置され、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする

施設」である。

しかし、資料を音声化しなければ利用できない視覚障害者は、著作権者からの許諾を逐一得なければ利用できない状態にある。

これは「図書館法」で定められた図書館利用にあたり、本人と図書館の関係意外に、著作権者という第三者からの許可をも要求されていることになり、障害者にとっては大きな不利益となっている。福祉の施策によって視覚障害者情報提供施設があったとしても、公的な社会教育施設である図書館を使えない、あるいは使いにくくしていることに変わりはない。

このことは「著作権法」がこの不利益の原因を、まさに作っているのであり、障壁になっているともいえる。公立図書館、国立国会図書館においては、これまでも許諾条件に沿った利用の実績があり、法律に規定されれば公務員という立場で確実に遵守されるため、是非とも複製の主体に含めるべきである。

また、大学図書館や学校図書館においても障害を持つ学生、生徒、あるいは教職員の学習、研究を保障するために、読める形態への複製を認めることが必要である。

一方福祉施設としての点字図書館とその周辺においては、現実のサービス量の不足によりボランティア活動が生まれている。それらが NPO 法人格を得るなどして全国視覚障害者情報提供施設協会に加入している。

録音できる施設として著作権法施行令第二条 2 項で規定する視聴覚障害者情報提供施設には、点字図書を 7000 冊以上備えこと等の条件がある。つまり録音図書を視覚障害者に提供するためのサービスを実施していても点字図書 7000 冊をそろえなければ視聴覚障害者情報提供施設としては認められない。

厚生省令にそって視聴覚障害者情報提供施設として認可された施設は 73 施設であるが、全国視覚障害者情報提供施設協会には、著作権法施行令第二条 6 項で規定された大学と 92 の団体が加入し共通の製作基準、サービス基準に沿って視覚障害者への情報を提供している。これら 19 の団体を含め、一定の条件の下で責任を持った製作と障害者への情報提供が行なわれることが認められる施設も複製できる施設として認めるべきである。

#### d 対象者の範囲について ((1) ①イ (iii) 関係)

公立図書館においては、視覚障害に限定しない活字を読むことが困難な人々の利用を目的に権利者の許諾を得、また日本文藝家協会の一括許諾システムを活用し、録音図書を必要としている人のために製作し貸出している。しかしこのような形で許諾を得て製作された録音資料は、点字図書館が 37 条によって無許諾で製作したものよりもはるかに少ない。視覚障害者は、全国各地の点字図書館が製作所蔵している録音図書を館間協力により居住する地域の公立図書館から借りることができるが、視覚障害以外の活字を読むことが困難な人は、たとえ録音図書が点字図書館で製作されていてもそれを利用することはできないのが現状である。

機能の障害は異なっても、読書に困難を持つ人々に等しく適切な配慮がなされ、著作物へのアクセスを妨げないようにすることは当然のことである。

障害を負ってからの日が浅く障害受容が困難な時期や、個々人の内的な理由により敢えて障害者手帳を取得しないケースがみられる。また高齢者の場合、制度そのものを知らなかったり面倒がって取得しない例も多い。海外には存在しない手帳制度であり、福祉サービスの経費負担と関わる手帳と著作物利用とは区別されるもので、手帳の有無を対象者の範囲として著作権法に盛り込むことは避けるべきである。

現行の 37 条においても「視覚障害者」と記すだけで、特に「視覚障害者」を規定する記述はない。同様に「障害等により著作物の利用が困難な者」と定めれば、複製物を製作、提供する施設は、個人の利用登録を行う際に法に則って障害の有無を確認し、流用は禁じられるのである。

#### e その他の条件について

障害者も利用できる形の著作物が市場に出て、障害者も借りだけでなく自ら購入できる選択肢が増えることは重要である。しかし「録音物等の形態の著作物が市販されている場合については、権利制限を適用しない」とすることに関しては、慎重な対応が求められる。

視覚障害者のための録音図書は、活字で出されたものをそのまま音声化し、晴眼者が読むものと同じ内容を享受できるように製作されている。デイジー録音図書の出現により、活字のページ番号も知り、それによって読みたい箇所から読めるという活字に近い読書が可能になった。

このような形で製作されたものが、活字と同価格で同時期に出版される場合においてのみ、権利制限を適用しないとすることが適当であろう。

今日活字と同時期に同価格で発行されるデイジー録音図書は数えるほどである。多くの CD ブックといわれるものは底本から一部の作品だけを朗読したものであり、活字書に比べれば非常に高価なものとなっている。中には作品自体が抜粋になっているものさえある。著者自らが朗読することもあるが、活字で出版した時にはなかった言葉が加えられるなど、異なる版の著作物となっている。

活字で出されたそのものを読むことが必要なこともあり、このような場合は同一著者物の録音物が市販されたとは言えない。

個々の著作物単位ではなく刊行物単位で、障害者が利用できる形態で市販されているかどうかを見る必要がある。

また、録音物等の出版予定や出版の事実が広く知らされなければならない。インターネット上で販売されているものも若干あるが、そこで提供されている事実を知ることは難しい。点字図書館では、活字が出版されるとすぐに製作に着手することも多く、録音物等出版の事実を知らずに製作し、権利侵害行為とされてしまうことは避けたい。

## 【聴覚障害関係】

○32 ページ、37 ページ～41 ページ

法制問題小委員会による「障害者のいわゆる情報アクセスの観点から、障害者が著作物を利用できる可能性をできる限り確保する方向で検討すべき」という基本的な観点から見て中間まとめには前進面とさらに解決を要望する問題点があります。

権利制限について障害者が求めているのは、情報へのアクセスのバリアフリー化であり、それを保障すべき合理的制作方法です。それを妨げているのが著作権法であることからその権利制限を求めているのです。

「まとめ」は要望と現状の把握に関して、現在の「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」を軸とした制作方法、そのシステム図について述べています。

しかし、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターと地方に少数の聴覚障害者情報提供施設しかなかった当時と異なり、今や全国に36施設があり、しかも障害者長期計画により厚生労働省は全ての都道府県に設置することを求めているので、特定の施設に拘ることはニーズの多様化に沿わないものです。今日のバリアフリー化とは、地方分権を核として、それぞれの地方のニーズに応えられるシステムと内容が求められています。

聴覚障害者情報提供施設や、聴覚障害者を対象とする情報保障、社会福祉を目的とする関係諸組織、独立行政法人、公共図書館、大学の図書館等の施設（筑波技術大学の附属図書館等施設、京都大学学術情報メディアセンター等）等が、それぞれ独自に、放送された物や著作物に字幕や手話を付けて、ビデオ、DVDとして障害者に貸し出し、公衆送信することに対する権利制限を求めます。

障害者の情報へのアクセスの現状は、健常者と比べて、著作権に阻まれ、制作作業の窓口が限定され、制作の資格が問われ、貸し出し、アクセス方法が限定される等条件の厳しさがあり、さらにそれらをクリアーするための資金負担が求められる過酷な条件下にあります。この実情は国連での「障害者権利条約の制定」（2006年12月13日）、「日本政府署名」（2006年9月28日）、さらに今後に予定される批准作業からみても早急な改善が図られるべきです。また「まとめ」の資料とされている各国の状況から見ても日本が解決すべき多くの問題を抱えている事がわかります。

### 複製の主体について

聴覚障害者情報提供施設および障害者福祉を目的とする非営利法人で、聴覚障害者を対象とした字幕や手話などを附しているところとする。

「聴覚障害者情報提供施設など、・・・関係団体」に対して、字幕、手話の付与について、情報文化センター等特定の団体との契約は条件としないことを求めます。

### 「対象者の範囲」について

高齢者などの増加による今日の社会状況から身体障害者福祉法に定める「障害者」だけをその範囲として決めることはできなくなっているのが現状です。

その理由は高齢者の多くが難聴などの障害を持っているにも関わらず、わが国の障害判定が先進国では例外的に厳しく、障害者と認定されないからです。したがって、聞こえや見ることが困難と申告した人を対象とすることを要望します。

## その他の条件について

### dのiについて

流出防止のためには、複製を行う主体は障害者を対象としている施設関係者等とすることで十分であり、「主体」を定めること以外に更なる条件を附することは、バリアフリー作業を困難にさせるだけであり本件趣旨に反し信頼性を欠くものとなります。

仮に流出したとしてもそれは一般的な違法行為でありそれに対する処置は別に法的に定められています。したがって結局著作権法適用に関わらない、作業、費用負担を発生させる「技術的保護手段」などを求めないこととし、無断の複製を禁止するクレジットを明記するなど、「主体」の適切な処置、判断に任せることを要望します。

### e、について

公衆送信への「要望は」「障害者を対象としたCS—放送—」とあるが、これは放送ではなく「CS通信」であり、したがって、このCS通信は「法により」通信相手が特定されております。

要望は、聞こえを困難と感じている人全てを対象とすることですが、現状は、自動公衆送信よりも厳格に対象が限定されており、それが守られています。

この通信の許可を求めているものです。上記流出防止でも要望したようにさらにこれ以上の条件を附しないことを求めます。

## 【知的障害、発達障害、精神障害等関係、及びデージー関係】

### ○41 ページ

#### ③知的障害者、発達障害者等関係

精神障害においても「読み・理解・判断の障害」が認められているので、ここに精神障害も加えることを提案する。具体的には「③知的障害、発達障害、精神障害等関係」となる（「○障害者」ではなく「○○障害」という表現にした）。

### ○32 ページ

「脚注 27」

2001年12月デージーコンソーシアム理事会において、デージー（DAISY）の正式名称がそれまでの "Digital Audio-based Information system" から "Digital Accessible Information system" へと変更された。これはデージー（DAISY）規格が音声を中心とするものから、必ずしも音声ファイルを必要としない多様なデージー図書の製作を可能にする規格へと進化したことを反映している。この進化によって、デージーは、幅広い範囲の読書に困難を持つ人たちの個別のニーズに的確に対応できるようになっている。

「デジタル録音図書」という表記から、音声のみだけの対応であるかのような誤解を受けおそれがある。デジタル録音図書（DTB; Digital Talking Book）については正しくは「印刷図書のマルチメディア版」と捉えるべきであり、テキストと静止画像にも対応しているということを明記しておく必要がある。さらに、テキスト部分を拡大したり、フォントや背景色を自由に設定できることから、弱視者用の拡大図書としても利用できるし、ペンディスプレイを使えば点字としても出力できる。DAISYはバリアフリーあるいはユニバーサルデザイン図書として、さまざまなタイプの読書に困難を持つ人たちに有用であるという点も明記すべきである。ちなみに DAISY 規格は、Digital Talking Book（DTB）に関する仕様であり、デージーコンソーシアムによりまとめられている。

〈参考資料〉

DAISY 研究センター

<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/>

The International Dyslexia Association

<http://www.interdys.org/>

### ○33 ページ

#### ●「美しい日本における特別支援教育」

「著作物のデージー化は、学習障害のある者にとって大いに有用なツールである」

この「有用なツール」という点について、いくつか補足しておく。DAISYのように文字と音声情報が同期されて表示されることで、学習障害、特にディスレクシアといった読み障害のある人の障害が軽減され、特に学校教育の場面においては DAISY 化された教科書等を教材として利用することで、学習効果が上げられたという実践例等が報告されている。

一般論として学習障害など発達障害を持つ児童生徒にとって、マルチメディア対応である DAISY 図書を教材として採用することで、いわゆる「多感覚教授法」(multisensory teaching methods) すなわち、視覚や聴覚、その他の感覚を刺激し記憶力や学習力を増進する教授法が実現できるようになる。

特別支援教育が本格始動した今、教育現場での DAISY 化された教科書等の利用が促進され、教育効果があげられることが強く望まれる。

〈参考資料〉

障害者保健福祉研究情報システム・会議・セミナーの報告書

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/index.html>

Using multisensory teaching methods

<http://www.dyslexia-parent.com/mag30.html>

## ○35 ページ

### ①全体の方向性

「障害者に関する権利制限は、…(略)…基本的に高い公益性が認められる」

ここで示されている「障害者」には、当然のことながら「知的障害者」「発達障害者支援法」でいう「発達障害者」および「精神障害者」も含まれるものと解されるが、著作権法改正に当たっては、視覚障害・聴覚障害に準ずる形での位置づけに留まることなく、発達障害や知的障害および精神障害についても正式に位置づけられるべきである。

〈参考資料〉

国立身体障害者リハビリテーション研究所と浦河べてるの家の当事者による実践

(リハ協ビデオ「Enjoy DAISY」)

モンタナ大学障害学生サービス部・渡辺美香氏の論文

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/ld/dss.html>

## ○37 ページ

### d 対象者の範囲について

「規定の明確性を担保しつつ可能な限り範囲に含めていくよう努めることが適当」

## ○40 ページ

### c 対象者の範囲について

「規定の明確性を担保しつつ可能な限り範囲に含めていくよう努めることが適当」

発達障害については、「発達障害者支援法」「発達障害者支援法施行令」等の法令で定義されているが、学校教育、就労支援等の場面で具体的な支援ニーズに即したものとすべきである。実際に当該者の指導・支援に携わっている専門家からの所見をもとにして、対象者とすることもできるようにすべきである。

## ○41 ページ

### a 現行規定での対応可能性

「デジター図書の製作の態様によっては、現行法においても許諾を得ずに複製ができる場合があると考えられる」

原理的には現行法の規定内でも複製可能な場合があることは確かではあるが、一般にデジター図書の製作には専門的な知識、技能を要することや、多大な製作時間を要することがあり、例えば学校教育の場面では「教育を担任する者」や「その支配下にあつて補助的な立場にある者」がその製作に専念できる状況にはない。したがつてこの場合「教育を担任する者」や「その支配下にあつて補助的な立場にある者」以外の、一定の要件を満たす者に委託できるようにすべきである。

また現行法では、著作権法第 35 条の規定により製作したデジター図書をライブラリー化し、例えば教材資源として有効に活用することは不可能である。したがつて、教育機関（社会教育も含む）、職業訓練機関や公共図書館等の公共性の高い施設においては、製作したデジター図書をライブラリー化し、情報資源として有効に活用できるようにすべきである。

この際には、米国ですでに策定されている NIMAS (National Instructional Materials Accessibility Standard) 等を参考にすべきである。

〈参考資料〉

NIMAS <http://nimas.cast.org/>

#### ○41 ページ

##### b 対応方策について

「②視覚障害者、③聴覚障害者関係の権利制限の拡大を検討していく中で、…（略）…障害等により著作物の利用が困難な者についてもこの対象に含めていくよう努めることが適切」

ここで示されている「障害者」には、当然のことながら「知的障害者」「発達障害者支援法」でいう「発達障害者」および「精神障害者」も含まれるものと解されるが、著作権法改正に当たっては、視覚障害・聴覚障害に準ずる形での位置づけに留まることなく、発達障害や知的障害および精神障害についても正式に位置づけられるべきである。

#### ○41 ページ

「複製の方法については録音等の形式に限定せず、それぞれの障害に対応した複製の方法が可能となるよう配慮されることが望ましい」

「録音等の形式に限定せず、それぞれの障害に対応した複製の方法」とは、マルチメディア対応であるデジター図書等を指しているものと解されるが、特に読みの困難のある学習障害であるディスレクシアの人たちや、それ以外の同様の困難を持つ人たちにとってきわめて有用である。是非とも法改正によって、デジター図書活用のための条件整備がなされるべきである。

#### ○41 ページ

「脚注 39」

デジター図書の蓄積や提供を行う中核的施設に関しては、現状の著作権法の制約内ではな

かなか実現が難しいということを指摘しておく。前述の米国 NIMAS (National Instructional Materials Accessibility Standard) 策定の際にも、米国著作権法の改正が先行していたことを指摘しておきたい。

なお、例えば学校教育に係る教材等に関してみるならば、現状でも著作権処理をされたものについては、各地の教育センター等で蓄積され必要に応じて教育現場に提供され利用されているという実態がある。それらの教材の一部には、教育センター等が運用するウェブサーバからダウンロードし利用することが可能となっているものもある。

将来的には、デジタイズについてもこのような利用方法が充分可能であることを指摘しておく。目的外の利用については、事前の ID、パスワード登録により回避することが可能である。

文化審議会著作権分科会  
「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」  
に関する意見

障害者放送協議会

● はじめに（総論）（1ページ）

障害者福祉関係の課題については、すでに「平成19年度・中間まとめ」で一定の結論が示されたものの、「最終まとめ」にまで至らず、具体的な法改正についても大部分が先送りとなってしまった。まことに残念で遺憾なことと言わざるをえない。

「平成19年度・中間まとめ」で示された検討結果については、一日も早い法改正の実現を要請するものである。

● 第1節 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について（10ページ他）

障害者等への緊急災害時の情報保障はいまだに不十分である。対応策として放送事業者以外の第三者が緊急災害発生時等に、放映中や放映済みのテレビ番組について、視覚障害者等向けの音声解説や聴覚障害者等向けの字幕や手話を付与して送信することなど、最新のデジタルネットワーク技術を使うことで十分可能となってきている。すでに聴覚障害者向けのリアルタイム字幕や、視覚障害向けの点字データ、録音図書の音声データの公衆送信については、著作権法上も著作権者の許諾なしでも可能とされているが、その利用対象者の範囲等については著作権法上の制約として限定的なものとされている。緊急災害時の情報保障は生命・財産の保護に関わる喫緊の課題であり、著作権法上の対応が早急にされるべきである。

そして、この件については必ずしも個別の限定列挙的な権利制限規定によらずとも、緊急時の人命保護等に関わるという場面を考慮するならば、知的財産戦略本部等で検討されている「包括的な権利制限規定(日本版フェアユース規定)」により対処することが可能であるし、「フェアユース」の理念そのものにも合致するものと考えられる。

● 第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について（26ページ脚注）

「形式変換の必要性の有無という観点から論じられている議論としては、障害者のアクセス確保のための権利制限に関する議論（19年度中間まとめ）については、障害者が理解できる形式に変換することに社会的な必要性が認められるとの観点から、権利制限が検討されている。」との記述に関して。

障害者にとってそのままではアクセスできない形式でしか提供されていない著作物を、第三者の手を借りてアクセスできる形式に変換することは、形式的には著作権法上の「複製」とされている。しかしこれは、言うなれば「読めない」「見えない」「聞けない」形式のものから、「読める」「見える」「聞ける」形式への「メディア」や「フォーマット」の変換と言うべきであり、複製権の侵害とはならないということを著作権法上明確に位置づけるべきである。

● 第4節 研究開発における情報利用の円滑化について（45～47ページ）

● 第5節 機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱いについて（54ページ、62ページ）

障害者等への情報保障技術の研究開発や、情報保障支援者（手話通訳者、要約筆記者等、録音図書・デジタル図書製作者等）の養成・訓練等の場面での著作物利用に関し、著作権法上の課題が生じていることを指摘しておく。

例えば、DAISY（Digital Accessible Information System）準拠のマルチメディア対応のデジタル図書の製作講習の場面で、教材として使用する著作物や、講習での成果物等の著作権処理に多くの労力を費やさざるを得ない。もちろん、保護期間の切れたものや、あらかじめ著作権処理された教材を使用すればこのような問題は生じないが、情報保障支援が必要とされる著作物のジャンルはきわめて多岐にわたっており、十分対応しきれないというのが現状である。

また、音声認識による字幕製作の自動化について、その認識精度向上のための研究開発を促進する必要があるが、著作権法がこのような研究開発の妨げとなることのないよう対応すべきである。

これらの課題については、知的財産戦略本部等で検討されている「包括的な権利制限規定（日本版フェアユース規定）」により対処することが可能であるし、「フェアユース」の理念そのものにも合致するものとする。

● 第6節 その他の検討事項（63ページ）

「知的財産推進計画2008」において今年度中に結論を得るべきこととされている、権利制限の一般条項（いわゆる日本版フェアユース）については、もっぱら「商用利用」の観点のみからの検討が先行しているように見受けられるが、教育や障害者等の情報保障などといった公益性の高い事項についても、十分な検討がされるべきである。

**文化審議会著作権分科会**  
**「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理」**  
**に関する意見**

障害者放送協議会

● 第1章 はじめに（総論）（1～3ページ）

障害者福祉関係の課題については、すでに「平成19年度・中間まとめ」で一定の結論が示されたものの、「最終まとめ」にまで至らず、具体的な法改正についても大部分が先送りとなってしまった。まことに残念で遺憾なことと言わざるをえない。

「平成19年度・中間まとめ」で示された検討結果については、一日も早い法改正の実現を要請するものである。

● 第1章 はじめに（3ページ）

● 第3章 保護期間の在り方について

第3節 各論点についての意見の整理（92ページ）

著作権の保護期間に関しては、現状の障害者等に対する情報保障が不十分な環境のまま延長されることになると、さらに現状以上に悪化することにつながるので賛成しかねる。主に著作権者サイドから「諸外国並み」にするようにとの要望が出されているが、まず「諸外国並み」にされるべきなのは、障害者等に対する情報保障の環境整備であると考えます。

● 第2章 過去の著作物等の利用の円滑化

第3節 図書館等での障害者等サービスにおける著作者不明等の対応について（23ページ）

著作権者そのものが不明、著作権者への連絡先が不明、連絡が取れても許諾そのものが拒絶される等の理由から、公共図書館、国会図書館等での障害者サービスに支障が生じている例がある。このことは、障害者の著作物や情報にアクセスする権利が侵害されている看過することのできない事例と考える。障害等の有無にかかわらず、全ての国民が情報や著作物へ自由にアクセスすることを保障する意味からも、著作権法上の規定を作り早急に解決されるべきである。

● 第2章 過去の著作物等の利用の円滑化

第4節 次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について（40ページ）

著作物のアーカイブ化に際しては、アーカイブされる著作物本体についてはもちろんのこと、アーカイブの公開システムについても障害の有無にかかわらず、すべての人に対してアクセス可能なものとすべきである。

例えばテレビ番組や映画等のアーカイブについては、聴覚障害者等向けの字幕・手話の付与、視覚障害者等向けの音声解説の付与がされるべきである。また書籍など印刷物について

は、画像ファイル形式のみでアーカイブ化するのではなく、OCR技術等でテキストデータ化したものも付与されるべきである。

公的な非営利目的のアーカイブはもちろんのこと、営利目的のアーカイブであっても、このことが保障されるよう著作権法上の規定が作られるべきである。

## ● 第2章 過去の著作物等の利用の円滑化方策について

### 第5節 その他の課題 1 意思表示システムの在り方について（49ページ）

自由利用マーク等の意思表示システムは、現状では実効性のあるものとはなっていない。国や地方公共団体、独立行政法人等の出版物やウェブサイト等がまず率先し、このような意思表示システムを活用し広めることで、一般にも周知徹底されるべきである。そのための著作権法上の意思表示システムについての規定が作られるべきである。

## ● いわゆる「コンテンツの二次利用」等について。（5ページ、19ページ、20ページ、22ページ他）

特に「緊急災害時等の著作物利用」について。（※ 今回の中間整理案には「緊急災害時等の著作物利用」として項目立てはされていない。）

障害者等への緊急災害時の情報保障はいまだに不十分である。対応策として放送事業者以外の第三者が緊急災害発生時等に、放映中や放映済みのテレビ番組について、視覚障害者等向けの音声解説や聴覚障害者等向けの字幕や手話を付与して送信することなど、最新のデジタルネットワーク技術を使うことで十分可能となってきた。すでに聴覚障害者向けのリアルタイム字幕や、視覚障害向けの点字データ、録音図書の音声データの公衆送信については、著作権法上も著作権者の許諾なしでも可能とされているが、その利用対象者の範囲等については著作権法上の制約として限定的なものとされている。緊急災害時の情報保障は生命・財産の保護に関わる喫緊の課題であり、著作権法上の対応が早急にされるべきである。

そして、この件については必ずしも個別の限定列挙的な権利制限規定によらずとも、緊急時の人命保護等に関わるという場面を考慮するならば、知的財産戦略本部等で検討されている「包括的な権利制限規定(日本版フェアユース規定)」により対処することが可能であるし、「フェアユース」の理念そのものにも合致するものとする。

# デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告案に対する意見 ＜法人・団体用＞

法人・団体名： 障害者放送協議会

## 【意見 1】

報告案における該当項目： I コンテンツの流通促進方策

該当ページ 2 ページ

### 意見の概要（80 字以内）

デジタルコンテンツを障害者の情報保障に活用できるよう、権利処理の促進や、アクセス可能な形式での流通を促進するような法的対応策を取るべきである。

### 意見の全文

報告案では、音楽・映像分野でのコンテンツの流通促進を中心にした検討がされている。しかしデジタルネットワーク上では、書籍・雑誌・新聞等の従来紙媒体でしか流通してこなかったコンテンツも、デジタルデータの形で流通しており、このことが障害者の情報保障促進にもつながっていると考えられる。このような障害者の情報保障促進という観点からの、契約による権利処理促進や法的対応策についての検討も必要である。さらに障害者にとって、アクセス可能な形式のコンテンツ流通をより促進するための、法的な担保やコンテンツ提供や流通に係わる事業主体に対し、一定のインセンティブを与えるような制度についても検討すべきである。

放送番組については、総務省の視聴覚障害者向け放送普及指針では「平成 29 年度(2017 年度)までに、字幕付与可能な放送番組のすべてに字幕付与されることを目標とする。」とされているが、「権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組」を除外対象にしている。そもそも「権利処理上の理由」により障害者のアクセスが除外されていることは、障害者の情報保障よりも著作権者の権利保護を優先するもので、政府として批准を進めている「国連障害者の権利条約」の理念にも反するものと言わざるを得ない。

このような除外が生じないよう、障害者にとってもアクセス可能であるコンテンツの流通促進を最優先課題とするべきである。

## 【意見 2】

報告案における該当項目： II 権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入

該当ページ 9 ページ

### 意見の概要（80 字以内）

フェアユースの考え方は、「商用利用」のみならず、障害者の情報保障のためにも活用できるよう導入すべきである。

### 意見の全文

限定列挙的な著作権者の権利制限のみで、障害者への情報保障を実現していくことには限界がある。あらゆる障害種別、また障害の重複、そして今後さらに多様化するであろう著作物利用の場面や態様等に対応しきれものではない。また現在主流となっている ICF（WHO 国際生活機能分類）による考え方に照らせば、障害者にとってアクセス不可能な形式でしか提供されていない著作物を、アクセス可能な形式に変換すれば「環境因子」が整えられ、「個人の活動の制限や社会参加への制約」が軽減されることにつながる。

「障害等の理由でアクセスが困難な形式でしか提供されていない著作物を、アクセスできる形式に『変換』する行為は、『複製』とは見なさず著作権侵害とはしない。」などの「包括的な権利制限規定」を設けるべきであり、これとあわせてまだ不十分な個別の限定列挙的な権利制限規定についても、整備していく必要がある。

報告案では、もっぱら「商用利用」の際の検討が行われているが、障害者の情報保障に関しては、以上をふまえて権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入していくべきである。

### 【意見 3】

報告案における該当項目： III-1 コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方について

該当ページ 15 ページ

#### 意見の概要（80 字以内）

コンテンツの技術的な制限手段の回避を規制することで、障害者の情報保障が妨げられないよう、慎重に検討すべきである。

#### 意見の全文

報告案では「著作権侵害コンテンツの蔓延を防ぎ、ビジネスの対価が正当に権利者へ還元される環境を作る」ために、「コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制」を強化すべきとの見解が示されている。しかし「回避に対する規制」強化が障害者の情報保障促進の妨げとなることのないよう、慎重に検討を進められるべきである。

### 【意見 4】

報告案における該当項目： III-2 インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方について

該当ページ 18 ページ

#### 意見の概要（80 字以内）

プロバイダの責任を強化することが、障害者の情報保障の妨げとならないよう、慎重に検討すべきである。

#### 意見の全文

報告案ではインターネット・サービス・プロバイダの責任を、強化する旨の見解が示され

ている。プロバイダの責任を強化することが、障害者の情報保障促進の妨げとなることのないよう、慎重に検討を進めるべきである。

**【意見 5】**

報告案における該当項目： III-4 国際的な制度調和等について

該当ページ 26 ページ

**意見の概要（80 字以内）**

わが国が署名し、批准の準備を進めている「障害者権利条約」第 30 条 3 の趣旨を最大限尊重し、障害者のある人もない人も等しく文化的生活を送れるよう法改正や制度設計をすべきである。

**意見の全文**

国際的な制度調和を考慮する際に、「国連障害者の権利条約」第 30 条 3 でうたわれている「締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適切な措置をとる。」という趣旨を最大限尊重すべきである。そして障害者が自由に文化的活動に参加し文化の発展に寄与できるよう、法改正や制度設計を推進すべきである。

以上

## 「障害者放送協議会」の活動

～障害者団体による日本における情報バリアフリーに対する取組み～

### ■ 目的

障害者放送協議会（以下「本協議会」）は、1998年9月29日に発足しました。現在は、全国21の障害者関係団体によって構成されています。本協議会は、障害者の放送・通信に関する著作権等の制度・施策について調査研究と提言、障害者にかかわる放送・通信に対する顕彰やコンサルティング、字幕や手話の付与、副音声解説等の放送・通信におけるバリアフリーの実現、緊急災害時における障害者に対する情報提供、放送・通信のあり方への調査研究と提言等を活動目的としております。本協議会は3つの委員会と代表・副代表・各委員長・事務局による幹事会から組織されております。

### ■ 本協議会における各委員会の活動

#### (1) 著作権委員会（委員長 井上 芳郎 全国LD(学習障害)親の会）

障害者にかかわる著作権問題等について、調査・研究及び関係機関と協議を重ね、「障害者の情報アクセス権」と著作権の調和ある発展についての提言を行っています。

#### (2) 放送・通信バリアフリー委員会（委員長 寺島 彰 日本障害者リハビリテーション協会）

障害者に関する優れた放送に対する表彰や、放送局に対する障害者番組制作のためのコンサルティング、字幕や手話の付与、副音声解説等を実現するため、放送局、企業、関係省庁との協力関係の構築を推進しています。

#### (3) 災害時情報保障委員会（委員長 矢澤 健司 日本障害者協議会）

緊急放送等における著作権の問題、精神障害者、認知・知的障害者の方にも分かり易い放送の実現等、緊急災害時における障害者に対する情報保障に取り組んでいます。

### ■ 役員

代表 笹川 吉彦（日本盲人会連合 会長）  
副代表 小川 榮一（日本身体障害者団体連合会 会長）  
副代表 安藤 豊喜（全日本ろうあ連盟 理事長）  
副代表 藤井 克徳（日本障害者協議会 常務理事）  
副代表 松尾 武昌（全国社会福祉協議会 常務理事）

### ■ 構成団体

社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	社団法人 日本自閉症協会
社会福祉法人 日本盲人会連合	全国社会就労センター協議会
社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会	きょうされん（共同作業所全国連絡会）
財団法人 全日本ろうあ連盟	日本障害者協議会
社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター	（特）全国要約筆記問題研究会
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会	（特）全国LD親の会
財団法人 日本知的障害者福祉協会	社会福祉法人 視覚障害者文化振興協会
社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会	（特）全国視覚障害者情報提供施設協会
（特）CS障害者放送統一機構	（特）全国聴覚障害者情報提供施設協議会
財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	

## 平成20年度 著作権委員会 委員一覧

井上 芳郎	全国LD親の会	〔委員長〕
清水 智子	日本盲人会連合	
田中 徹二	日本盲人社会福祉施設協議会	
小中 栄一	全日本ろうあ連盟	
高岡 正	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	
川井 節夫	全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	
森本 行雄	聴力障害者情報文化センター	
松下 幸恵	聴力障害者情報文化センター	
中村 英治	きょうされん	
田中 克典	日本障害者協議会	
下出 隆史	全国要約筆記問題研究会	
川越 利信	視覚障害者文化振興協会	
梅田 ひろみ	全国視覚障害者情報提供施設協会	
大嶋 雄三	CS障害者放送統一機構	
河村 宏	国立障害者リハビリテーションセンター	

(順不同)

「障害者の情報アクセシビリティと著作権」セミナー  
報 告 書

発行 2009年3月31日

編集・発行人 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会  
〒162-0052

東京都新宿区戸山 1-22-1

TEL：03-5273-0601

FAX：03-5273-1523

印刷 (福) 東京コロニー コロニー印刷

